

# 前期基本計画（原案）

---

## 第6次吉川市総合振興計画

令和3年11月

## 目次

前期基本計画（原案）の施策体系.....	4
前期基本計画（原案）における施策の構成と考え方.....	10
第1章 人を育むまちづくり（こども・学び部門）.....	13
第1節 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実.....	14
第2節 安心して子育てできる環境の充実.....	16
第3節 家庭と地域の教育力の向上.....	18
第4節 未来を切り拓く力を培う学校教育の充実.....	20
第5節 青少年健全育成の充実.....	23
第6節 生涯学べる環境づくり.....	25
第7節 文化芸術でつながるまちづくり.....	27
第2章 支え合う健やかなまちづくり（健康・福祉部門）.....	29
第1節 共に支え合う地域福祉の推進.....	30
第2節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進.....	32
第3節 互いに尊重し合う障がい福祉の推進.....	35
第4節 市民に寄り添う自立支援と社会保障.....	37
第5節 地域医療体制の充実.....	40
第6節 生涯を通じた健康づくりの推進.....	42
第7節 スポーツでつながるまちづくり.....	44
第3章 安心と賑わいのまちづくり（生活・産業部門）.....	47
第1節 みんなで備える防災・減災の推進.....	48
第2節 みんなで守る防犯と交通安全の推進.....	51
第3節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化.....	53
第4節 消費者の安全・安心の確保.....	56
第5節 魅力ある農業の振興.....	58
第6節 賑わいある商業の振興.....	61
第7節 活力ある工業の振興.....	63
第8節 誰もが働きやすい環境づくり.....	65
第9節 シティプロモーションの推進.....	67

第4章	快適で持続可能なまちづくり（都市・環境部門）	69
第1節	環境にやさしいまちづくり	70
第2節	健全な水環境の保全	73
第3節	調和のとれた都市づくりの推進	75
第4節	安らぎとうるおいのあるみどりと公園の整備	78
第5節	暮らしを支える上水道の充実	80
第6節	災害に強い都市の整備	82
第7節	快適な道路環境の充実	84
第8節	持続可能な公共交通の充実	86
第5章	パートナーシップによるまちづくり（パートナーシップ部門）	89
第1節	平和で互いを認め合う人権尊重の社会づくり	90
第2節	コミュニティ活動と市民参画・協働の推進	93
第3節	市民と行政の情報共有	96
第4節	人に優しいDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	98
第5節	都市間連携の充実	100
第6節	効果的・効率的な行政運営	102
第7節	持続可能な財政運営	105
重点テーマ		107
前期基本計画（原案）各施策とのSDGs関連表		112
用語解説		115

# 前期基本計画（原案）の施策体系

本市の将来都市像「幸せつながる みんなのまち よしかわ」を実現するため、前期基本計画（原案）の施策体系は以下のとおりとなっています。

なお、第5章パートナーシップ部門は、第1章～第4章のすべての部門に関連し、横断的な取組を進めます。

## 施策体系イメージ図



まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第1章 人を育むまちづくり (こども・学び部門)	第1節	妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) きめ細かな妊娠・出産・子育て支援</li> <li>(2) 子どもの健やかな成長の支援</li> <li>(3) 配慮が必要な子ども・家庭への支援</li> <li>(4) 若者支援</li> </ul>
	第2節	安心して子育てできる環境の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域で子育てを支える体制づくり</li> <li>(2) 子育て環境の充実</li> </ul>
	第3節	家庭と地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 家庭教育学級の充実</li> <li>(2) 地域の教育力の活用</li> <li>(3) 地域と学校の連携・協力</li> </ul>
	第4節	未来を切り拓く力を培う学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 確かな学力の育成</li> <li>(2) 健やかな心と身体の成長</li> <li>(3) 非認知能力の育成</li> <li>(4) 地域と歩む学校づくり</li> <li>(5) 教育環境と学校施設の整備</li> <li>(6) 教職員の指導力の向上</li> <li>(7) 進学機会の確保</li> </ul>
	第5節	青少年健全育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育相談活動の充実</li> <li>(2) いじめや不登校の早期対応・解消</li> <li>(3) 健全育成活動の充実</li> <li>(4) 非行防止活動の充実</li> </ul>
	第6節	生涯学べる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学びの機会の拡充</li> <li>(2) 市民参加による事業の推進</li> <li>(3) 学びに関する情報の提供</li> <li>(4) 学習内容の充実</li> <li>(5) 生涯学習施設の整備充実</li> <li>(6) 人材情報の活用と充実</li> <li>(7) 団体の育成・支援</li> </ul>
	第7節	文化芸術でつながるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 文化財の保護・保存</li> <li>(2) 歴史資料の収集・調査・保存・活用</li> <li>(3) 文化財愛護活動の推進</li> <li>(4) 文化芸術活動の促進</li> <li>(5) 施設の整備充実</li> <li>(6) 多様な分野での文化芸術活動の活用</li> </ul>

まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第2章 支え合う健やかな まちづくり (健康・福祉部門)	第1節	共に支え合う地域福祉の推進	(1) 支援体制の構築 (2) 地域福祉活動の支援 (3) 福祉意識の醸成
	第2節	いきいき暮らせる高齢者福祉の推進	(1) 高齢者の社会参加の促進 (2) 地域の支え合いの向上 (3) 高齢者の日常生活の支援 (4) 介護予防の充実 (5) 介護保険事業の充実
	第3節	互いに尊重し合う障がい福祉の推進	(1) 障がい者の社会参加の促進 (2) 地域の支え合いの向上 (3) 障がい者の地域生活の支援 (4) 適切な保健・医療と療育の提供
	第4節	市民に寄り添う自立支援と社会保障	(1) 生活保護制度の適正な運用 (2) 生活困窮者自立支援事業の充実 (3) 国民健康保険給付の適正化 (4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営 (5) 国民年金の制度周知
	第5節	地域医療体制の充実	(1) 医療情報の発信 (2) 救急医療体制の充実 (3) 在宅医療の推進
	第6節	生涯を通じた健康づくりの推進	(1) 生活習慣病予防の推進 (2) 感染症予防の推進 (3) 食育の推進 (4) 歯科口腔保健の推進
	第7節	スポーツでつながるまちづくり	(1) 健康・体力づくりの推進 (2) スポーツ・レクリエーション活動の支援 (3) スポーツ環境の整備 (4) 多様な分野でのスポーツの活用

まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第3章 安心と賑わいの まちづくり (生活・産業部門)	第1節	みんなで備える防災・減災の推進	(1) 危機管理体制の充実 (2) 防災・減災施設等の充実 (3) 地域における減災力の向上 (4) 災害に対する市民意識の向上
	第2節	みんなで守る防犯と交通安全の推進	(1) 防犯体制の充実 (2) 交通安全意識の高揚 (3) 道路交通環境の整備
	第3節	安心して暮らせる消防・救急体制の強化	(1) 消防組織体制の充実 (2) 防火対策の推進 (3) 救急・救助体制の充実
	第4節	消費者の安全・安心の確保	(1) 消費者被害の防止 (2) 消費者団体の活動支援
	第5節	魅力ある農業の振興	(1) 農業経営の活性化 (2) 農業・農産物のPR (3) 農業拠点施設整備の推進 (4) 生産基盤の整備
	第6節	賑わいある商業の振興	(1) 経営の安定化 (2) 消費拡大・販路拡大につながる情報発信
	第7節	活力ある工業の振興	(1) 経営の安定化 (2) 工業地整備の推進 (3) 企業の立地推進
	第8節	誰もが働きやすい環境づくり	(1) 就労機会の拡大 (2) 勤労者福利厚生の実施
	第9節	シティプロモーションの推進	(1) 魅力の再確認と発掘 (2) 新たな魅力の創出 (3) 観光事業の実施 (4) 戦略的なシティプロモーション活動の推進

まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第4章 快適で持続可能な まちづくり (都市・環境部門)	第1節	環境にやさしいまちづくり	(1) 地球環境の保全 (2) 資源循環型社会の推進 (3) 自然環境の保全 (4) 快適な生活環境の保全 (5) 環境配慮意識の醸成
	第2節	健全な水環境の保全	(1) 水環境保全の推進 (2) 下水道事業の管理運営 (3) 浄化槽の適正管理の推進 (4) 農業集落排水事業の管理運営
	第3節	調和のとれた都市づくりの推進	(1) 計画的な土地利用の推進 (2) 吉川美南駅周辺地域の整備 (3) 良好な住環境の維持・向上 (4) 魅力的な地域景観の形成 (5) 公的住宅等の供給促進
	第4節	安らぎとのおいのあるみどりと公園の整備	(1) 公園の適切な維持管理 (2) 公園の整備と利活用 (3) 緑化の推進とみどりの保全 (4) 水辺空間の充実
	第5節	暮らしを支える上水道の充実	(1) 水道施設の整備 (2) 水の安定供給 (3) 水質管理の充実
	第6節	災害に強い都市の整備	(1) 建築物等の安全性の確保 (2) 公共インフラ設備の耐震化の推進 (3) 河川の整備 (4) 雨水処理施設の整備 (5) 雨水処理施設管理の充実
	第7節	快適な道路環境の充実	(1) 幹線道路の整備 (2) 生活道路の整備 (3) 道路の維持管理の充実
	第8節	持続可能な公共交通の充実	(1) 市内公共交通の充実 (2) 都市間交通の充実 (3) 交通利便性の向上

まちづくりの目標	施策名		施策の展開
第5章 パートナーシップ によるまちづくり (パートナーシップ部門)	第1節	平和で互いを認め合う 人権尊重の社会づくり	(1) 平和意識の高揚
			(2) 人権に関する理解の促進
			(3) 市民相談の充実
			(4) 多様性を認め合う社会づくりとジェンダー平等の推進
	第2節	コミュニティ活動と市 民参画・協働の推進	(1) 自治会活動の支援
			(2) 地域による地域課題解決の推進
			(3) コミュニティ活動・市民活動の支援
			(4) 多文化共生の推進
			(5) 市民参画の推進
			(6) 多様な主体との協働の推進
	第3節	市民と行政の情報共有	(1) 積極的な情報の提供
			(2) 広報の充実
			(3) 情報公開制度・個人情報保護制度の適 正な運用
	第4節	人に優しいDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推 進	(1) 市民生活におけるデジタル化の支援
			(2) 行政のデジタル化の推進
	第5節	都市間連携の充実	(1) 国際交流の充実
			(2) 国内交流の充実
			(3) 広域連携の充実
	第6節	効果的・効率的な行政 運営	(1) 行政運営マネジメントの推進
			(2) 行財政改革の推進
			(3) 地方分権の推進
			(4) 組織体制の整備
			(5) 人事管理の充実
	第7節	持続可能な財政運営	(1) 計画的な財政運営
			(2) 財源の確保
			(3) 公有財産マネジメントの推進

# 前期基本計画（原案）における施策の構成と考え方

## 施策名（タイトル）

「施策」は、まちづくりの目標に向けて必要な取組を目的別に分けたものです。

## SDGsゴールマーク

施策と関連のあるゴールマークを示します。

## 【施策の目的】

施策としてめざすべき姿を示し、取組の方向性を定めます。

## 第1節 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 子どもたちが希望を持って健やかに成長できることをめざします。

## 1 現状と課題

市民ニーズや社会潮流等を踏まえながら、現状と課題を整理します。

### 1 現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等による保護者の子育てに対する不安感や孤立感の増大、ライフスタイルの変化や働き方の多様化による保育ニーズの高まりといった全国的な課題は、本市においても同様であり、さらに児童虐待や子どもの貧困など、子ども・子育てをめぐる課題は、複雑化しています。

このような状況の中で、子どもたちが健やかに成長・発達するとともに、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、子育てできる環境を整えるためには、妊娠を望む時期からの切れ目のない支援を行うとともに、それぞれの家庭が抱える問題を考慮しつつ、きめ細かな対応を行っていく必要があります。

また、これまで支援の手当引きにくつろぎを育修後の若者世代の進学、就労、社会参加等の自立に向けた問題も懸念され、妊娠・出産から子育ての切れ目のない支援、さらには若者の支援に至るまでそれぞれの状況に応じた長期にわたる支援が求められています。

みほん

## 2 施策の展開

施策の目的を達成するために、計画期間内に行政として取り組む内容を示します。

### 2 施策の展開

#### (1) きめ細かな妊娠・出産・子育て支援

- ① 子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を担う子育て世代包括支援センターと連携しながら、専門的な相談対応や訪問等による継続的な支援を一体的に取り組みます。
- ② 子どもを望む夫婦に対して、不妊治療等の経済的な負担軽減を図ります。
- ③ 母体の健康を守り、安心して出産を迎えるために、適切な情報提供の下、妊婦健康診査や保健指導の充実を図ります。
- ④ 乳児家庭全戸訪問など相談・支援の充実を図り、子育ての不安解消に努めます。

#### (2) 子どもの健やかな成長の支援

- ① 充実した乳幼児健診を実施します。
- ② 子ども医療費支給制度や児童手当の支給により、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

- ③ 児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費支給制度等の経済的な支援、母子・父子自立支援員による相談対応や交流機会の創出等の事業により、ひとり親家庭等に対する支援を推進します。

**(3) 配慮が必要な子ども・家庭への支援**

- ① 子どもとその家庭や妊産婦等に係る様々な問題に対応するため、家庭児童相談員や利用者支援員\*の相談体制の充実を図ります。
- ② 関係機関と連携し、発育や発達に心配のある子どもの保護者に対する相談支援の充実や周知啓発を図りながら、子どもの早期療育につなげます。
- ③ 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会\*の機能強化や関係機関との連携強化を進めます。

**(4) 若者支援**

- ① 奨学金制度と貸付制度の厚増等による進学支援や、地域若者サポートステーション\*、ハローワーク等との連携による就労支援を行います。
- ② 関係機関とのネットワークの構築に努めながら、悩みを抱える若者の相談窓口居場所の在り方の検討を進めます。

**みほん**

**3 施策成果指標**

施策の目的の達成に向けて取り組む施策の展開の効果を測る指標を設定し、目標値と目標年度を示します。

**3 施策成果指標**

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
乳児への安否確認実施率	%	100 (令和2年度)	100 (令和8年度)
年少人口(0歳から14歳)	人	10,462 (令和2年度)	10,229 (令和8年度)
子育て支援の取組に対する市民満足度 (市民意識調査)	%	72.9 (令和3年度)	75.0 (令和8年度)

**4 みんなでできること**

施策の目的の達成に向けて、行政以外の吉川市に関わる方々でできることを示します。

**4 みんなでできること**

- ◇子育て支援事業やイベントへの参加に努めます。
- ◇子育ての不安は一人で悩まなくて良いことを理解し、伝え合います。
- ◇困りごとがある人に相談窓口があることを伝えます。

**5 関連する個別計画・方針等**

- 吉川市子ども・子育て支援事業計画(子育て支援課)
- 吉川市子どもの貧困対策推進計画(子育て支援課)

**5 関連する個別計画・方針等**

参考として関連のある個別計画や各種方針等を示します。複数の施策に関わるものは再掲します。

本文中の「\*」が付いている語句については、115頁より用語解説を掲載しています。



# 第1章 人を育むまちづくり

## (こども・学び部門)

**私たちは、「子どもから大人まで、いつまでも成長できるまち」をめざします。**

未来を担うすべての子どもや若者が、豊かな心や未来を切り拓く力を身に付け、健やかに成長できるまちづくりをめざします。

家庭・地域・学校・行政が一体となって、多様化する子育てニーズに応える切れ目のない支援や子どもを育む環境づくりを進め、笑顔で子育てできるまちづくりをめざします。

豊かに学び続けることができる環境の充実や、文化芸術活動を通じた様々な分野との連携により、生涯にわたり成長できるまちづくりをめざします。

- 第1節 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実
- 第2節 安心して子育てできる環境の充実
- 第3節 家庭と地域の教育力の向上
- 第4節 未来を切り拓く力を培う学校教育の充実
- 第5節 青少年健全育成の充実
- 第6節 生涯学べる環境づくり
- 第7節 文化芸術でつながるまちづくり

# 第1節 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

関連する  
SDGs



## 【施策の目的】

○ 子どもたちが希望を持って健やかに成長できることをめざします。

### 1 現状と課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等による保護者の子育てに対する不安感や孤立感の増大、ライフスタイルの変化や働き方の多様化による保育ニーズの高まりといった全国的な課題は、本市においても同様であり、さらに児童虐待や子どもの貧困など、子ども・子育てをめぐる課題は、複雑化しています。

このような状況の中で、子どもたちが健やかに成長・発達するとともに、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、子育てできる環境を整えるためには、妊娠を望む時期からの切れ目のない支援を行うとともに、それぞれの家庭が抱える問題を考慮しつつ、きめ細かな対応を行っていく必要があります。

また、これまで支援の手が届きにくかった義務教育修了後の若者世代の進学、就労、社会参加等の自立に向けた問題も懸念され、妊娠・出産から子育ての切れ目のない支援、さらには若者の支援に至るまでそれぞれの状況に応じた長期にわたる支援が求められています。

### 2 施策の展開

#### (1) きめ細かな妊娠・出産・子育て支援

- ① 子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を担う子育て世代包括支援センターと連携しながら、専門的な相談対応や訪問等による継続的な支援を一体的に取り組みます。
- ② 子どもを望む夫婦に対して、不妊治療等の経済的な負担軽減を図ります。
- ③ 母体の健康を守り、安心して出産を迎えるために、適切な情報提供の下、妊婦健康診査や保健指導の充実を図ります。
- ④ 乳児家庭全戸訪問など相談・支援の充実を図り、子育ての不安解消に努めます。

#### (2) 子どもの健やかな成長の支援

- ① 充実した乳幼児健診を実施します。
- ② 子ども医療費支給制度や児童手当の支給により、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

- ③ 児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費支給制度等の経済的な支援、母子・父子自立支援員による相談対応や交流機会の創出等の事業により、ひとり親家庭等に対する支援を推進します。

### (3) 配慮が必要な子ども・家庭への支援

- ① 子どもとその家庭や妊産婦等に係る様々な問題に対応するため、家庭児童相談員や利用者支援員\*の相談体制の充実を図ります。
- ② 関係機関と連携し、発育や発達に心配のある子どもの保護者に対する相談支援の充実や周知啓発を図りながら、子どもの早期療育につなげます。
- ③ 児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図るため、要保護児童対策地域協議会\*の機能強化や関係機関との連携強化を進めます。

### (4) 若者支援

- ① 奨学金制度と貸付制度の周知等による進学支援や、地域若者サポートステーション\*、ハローワーク等との連携による就労支援を行います。
- ② 関係機関とのネットワークの構築に努めながら、悩みを抱える若者の相談窓口や居場所の在り方の検討を進めます。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
乳児への安否確認実施率	%	100 (令和2年度)	100 (令和8年度)
年少人口(0歳から14歳)	人	10,462 (令和2年度)	10,229 (令和8年度)
子育て支援の取組に対する市民満足度 (市民意識調査)	%	72.9 (令和3年度)	75.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇子育て支援事業やイベントへの参加に努めます。
- ◇子育ての不安は一人で悩まなくて良いことを理解し、伝え合います。
- ◇困りごとがある人に相談窓口があることを伝えます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市子ども・子育て支援事業計画(子育て支援課)
- 吉川市子どもの貧困対策推進計画(子育て支援課)

## 第2節 安心して子育てできる環境の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

○ 子どもを生み育てたいという希望の持てる、支え合いの地域社会をめざします。

### 1 現状と課題

育児休業制度の拡充や幼児教育・保育の無償化など子育てに係る環境の整備が進む一方で、核家族化、地域コミュニティの希薄化、ライフスタイルの変化や働き方の多様化等が進み、子育てに対する孤立感や負担感が一層増しています。

また、近年、社会的関心が高まっている子どもの貧困は、人生全体に影響をもたらす深刻な課題であり、本市においても困難を抱える子どもや家庭が少なくありません。

このような状況の中で、家庭に代わり子どもたちの健やかな成長の場となる教育・保育環境の整備・充実や経済的負担の軽減に加え、相談環境の整備や、子育て家庭の交流促進、地域や職場の理解促進など、行政だけでなく、地域住民や団体、NPOや企業等が連携し、地域社会全体で子育てを支えることが重要です。

### 2 施策の展開

#### (1) 地域で子育てを支える体制づくり

- ① 家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるようワーク・ライフ・バランス\*の実現に向けた情報提供等の周知啓発を行います。
- ② 子育て支援の担い手の育成を行うとともに、地域、企業、関係機関、子育て支援団体等との連携強化を図ります。
- ③ 地域の中で子どもの貧困を見逃さず、子どもやその家庭の孤立を防ぎ、相談や支援につなぐことができるよう、子どもの貧困対策を推進します。
- ④ 児童館を拠点とした子どもたちの体験事業等を通し、児童の健全育成を推進します。
- ⑤ 地域子育て支援の拠点となる子育て支援センターを中心に、相談援助、講座開催、交流促進といった各種事業を展開するとともに、デジタル化を含めた効果的な情報発信を推進します。
- ⑥ ファミリー・サポート・センター事業\*等を通じて、地域における子育ての相互援助活動を推進します。

- ⑦ 子どもを事故や犯罪から守るため、安全に関する啓発教育を行うとともに、地域や警察等との連携の強化を図ります。

## (2) 子育て環境の充実

- ① 将来の保育需要を見据えながら、待機児童解消に向けた計画的な幼児教育と保育事業の確保・提供を進めるとともに、教育・保育の質の向上に努めます。
- ② 多様な保育ニーズに対応するため、一時預かりや延長保育等の事業を行うとともに、病児・病後児保育事業\*や緊急サポート事業\*等により、緊急的な対応に備えます。
- ③ 幼児教育・保育の無償化に合わせ、幼稚園類似施設\*利用者の経済的負担を軽減します。
- ④ 児童の円滑な小学校生活への移行のため、保育所・幼稚園・小学校の連携強化を図ります。
- ⑤ 学童保育室、放課後子ども教室\*、地域寺子屋事業\*等により、放課後や学校休業時の児童の過ごし方の充実を図ります。
- ⑥ 施設や設備について、計画的な修繕、更新等を進めます。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
保育所待機児童数	人	3 (令和2年度)	0 (令和8年度)
年少人口(0歳から14歳)【再掲】	人	10,462 (令和2年度)	10,229 (令和8年度)
子育て支援の取組に対する市民満足度 (市民意識調査)【再掲】	%	72.9 (令和3年度)	75.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 地域による子どもや子育て家庭への見守りや支援に努めます。
- ◇ 企業は、育児休業の奨励等による子育て家庭への配慮に努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市子ども・子育て支援事業計画(子育て支援課)
- 吉川市子どもの貧困対策推進計画(子育て支援課)

## 第3節 家庭と地域の教育力の向上

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 家庭の中で、子どもが社会で生活する力が身に付くことをめざします。
- 地域や学校が連携・協力して家庭教育を支えることをめざします。

### 1 現状と課題

家庭は、子どもが健やかに育つための土台であり、家族が安心して子育てや家庭教育を行える環境を整備することが重要です。

一方で、核家族や共働き世帯の増加や地域のつながりの希薄化など、家庭環境は大きく変化しており、子育て世帯の孤立化が懸念されています。

子育て世帯の支援と家庭・地域の教育力の向上を図るため、家庭教育推進事業や子ども体験活動事業等の推進とともに、事業を通して人材の発掘や育成にも努めていく必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 家庭教育学級の充実

- ① 保護者が家庭での子育てを見つめ直すきっかけとなる家庭教育学級の普及と企画や運営への支援に努めます。
- ② 曜日や時間など参加者のニーズに応じた家庭教育学級の開催を支援します。

#### (2) 地域の教育力の活用

- ① 「地域の中で子どもを育てる」という視点から、地域寺子屋事業や放課後子ども教室における世代間交流、ボランティア活動など各種体験活動プログラムの充実に努めます。
- ② 家庭や地域の教育力の向上を支える教育ボランティアの発掘・育成を図り、活躍の広がる事業の展開に努めます。

#### (3) 地域と学校の連携・協力

- ① 地域と学校が連携し、それぞれの特色を生かしながら、家庭や学校だけでは体験できない活動を行い、子どもたちの生きる力の向上に努めます。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
家庭教育学級への参加者数	人	1,699 (令和元年度)	2,000 (令和8年度)
放課後子ども教室に満足している参加者の割合	%	93.5 (平成30年度)	95.0 (令和8年度)
子ども体験活動の実施事業数	事業	50 (令和元年度)	63 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 家庭や地域で子どもに社会で必要となる基本的な力を身に付けさせることに努めます。

## 第4節 未来を切り拓く力を培う学校教育の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 「家族を 郷土を 愛し 志を立て 凜として生きてゆく」ことができる児童生徒を育成します。

### 1 現状と課題

本市では、教育基本法の理念を踏まえ、平成29年3月に「家族を 郷土を愛し 志を立て 凜として生きてゆく」という教育大綱を策定し、この教育大綱に基づいて、市教育委員会では、学力、体力、非認知能力\*を高める学校教育を進めています。

社会の多様性が進む中で、Society 5.0\*時代を見据えたGIGAスクール構想\*によるICT教育の推進や、小学校での段階的な35人学級編成の導入など、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、教職員の指導力の向上や授業改善、学校施設や教育環境の整備、そして児童生徒一人ひとりに向き合ったきめ細かな対応が求められています。

また、児童生徒の育成は、学校の中だけではなく、家庭や地域との深い連携が必要であることから、地域社会が一体となった取組を進める必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 確かな学力の育成

- ① ICTの利活用により児童生徒の考えの可視化・共有化を図り、個別最適化された学習を推進することで、児童生徒の主体的で対話的な深い学びの実現を図ります。
- ② 小中一貫教育\*の推進による9年間を見通した教育課程の中で、児童生徒が自ら課題を発見し、解決のために主体的・協働的に学ぶ探究型学習を展開します。
- ③ 市内における学力等の現状に関する把握や分析を通して、少人数指導など個に応じた学習指導の充実を図ります。
- ④ 多様性を認め合い一人ひとりの個性や能力を伸ばす、特別支援教育の充実を図ります。

#### (2) 健やかな心と身体の成長

- ① 健康の保持、増進についての正しい理解を促すなど学校保健の充実に努めます。
- ② 心身ともに健康な生活を送れるよう、体力向上の事業を展開します。

- ③ 就学相談・教育相談の充実を図り、児童生徒の発達や特性に応じた就学に努めます。
- ④ 人権教育と同和教育\*の推進に努めます。
- ⑤ 学校給食を通じ、望ましい食習慣を形成するよう、食育・栄養指導の充実に努めます。
- ⑥ 小学校教育への円滑な移行を図るため、保育所・幼稚園・小学校の連携を推進します。

### **(3) 非認知能力の育成**

- ① 小さな成功体験の積み重ねや失敗しても認められる経験を通して、非認知能力の土台となる自己肯定感を育みます。
- ② 児童生徒の主体性を尊重しながら、「自制心」「やり抜く力」「協調性」などの非認知能力の育成をめざした教育活動を進めます。

### **(4) 地域と歩む学校づくり**

- ① 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）\*の導入により、学校・家庭・地域で目標やビジョンを共有し、地域とともにある学校づくりを進めます。
- ② 地域住民・地域企業や県立吉川美南高校と連携を図ることにより、活気あふれる学校づくりに努めます。
- ③ 地域と一体となった見守り活動や通学路の安全点検を行うなど、児童生徒の通学の安全確保に努めます。
- ④ 児童生徒の安全性の確保や学校の規模等に配慮しながら、通学区域の適正化に努めます。

### **(5) 教育環境と学校施設の整備**

- ① 多様な学びを支えるICT環境\*の充実に努めます。
- ② 計画的な学校施設の整備や改修を行うとともに、施設の維持管理に努めます。

### **(6) 教職員の指導力の向上**

- ① ICT機器の効果的活用や非認知能力の育成力向上など多様な研修の充実に努めます。
- ② 校務におけるICTの積極的な活用等により、教職員間の情報共有の強化や業務の効率化を図り、授業改善につなげます。
- ③ 教職員自らが、指導法の工夫改善を研究していく教育研究会の活動を支援します。

## (7) 進学機会の確保

- ① 経済的理由によって学習に支障をきたすことがないように、就学費用を助成します。
- ② 制度の周知を図りながら、教育ローンを利用している方への利子補給事業を実施します。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
学力を伸ばした児童生徒の割合（埼玉県学力・学習状況調査）	%	小学生 77.7 中学生 68.8 (令和3年度)	小学生 80.0 中学生 75.0 (令和8年度)
体力テストの5段階絶対評価で上位3段階の児童生徒の割合	%	小学校 83.0 中学校 83.6 (令和3年度)	小学校 85.0 中学校 88.0 (令和8年度)
自分には良いところがあると思うと回答した割合（全国学力・学習状況調査）	%	小学生 74.9 中学生 78.8 (令和3年度)	小学生 85.0 中学生 80.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 学校と家庭と地域が一体となり、児童生徒の健全な育成に努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市教育大綱（教育総務課）
- 学校教育情報化推進計画（学校教育課）

## 第5節 青少年健全育成の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 未来を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会において自立できることをめざします。

### 1 現状と課題

不登校となる児童生徒は増加傾向にあり、その理由については多様化、複雑化が進んでいます。市教育委員会では、関係機関との連携強化や相談しやすい環境の整備、大学生等による家庭訪問を行うアウトリーチ事業\*など積極的な取組を進めています。

しかしながら、不登校に限らず青少年が抱える問題は一層複雑化するとともに、情報化社会の中で犯罪や事件に巻き込まれる可能性も増えています。青少年が住み慣れた吉川で健やかに成長するためには、地域社会全体で育む環境づくりを進めていくことがこれまで以上に重要となっています。

また、小中学生のいじめの根絶については、「いじめはどの子どもにも起こり得る」というこれまでの視点を保つ中で、いじめ防止対策推進法に基づいた「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しており、この方針に基づきいじめ防止対策のさらなる強化を図る必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 教育相談活動の充実

- ① さわやか相談員\*やおぞら相談員\*の配置等、相談機能を充実します。
- ② 少年センターにおける電話相談や来所相談、訪問相談等の充実を図ります。
- ③ 大学生や教育相談員\*による、青少年に寄り添うアウトリーチ事業を推進します。
- ④ 関係機関との連携により、義務教育修了後の青少年への相談や支援を行います。

#### (2) いじめや不登校の早期対応・解消

- ① 「吉川市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめの早期発見、解消を図ります。
- ② いじめ防止や不登校対策のため、学校での組織的対応に加え、さわやか相談員、おぞら相談員等の相談業務を充実させます。

#### (3) 健全育成活動の充実

- ① 青少年育成推進員、補導委員等と連携して、市民への啓発活動、環境浄化活動\*、

パトロール等を実施し、青少年健全育成活動の充実を図ります。

② 青少年育成吉川市民会議の活動を支援します。

#### (4) 非行防止活動の充実

① 地域や関係機関との連携による補導活動等を展開します。

② インターネットや携帯電話等の有害情報から青少年を守るため、関係機関と連携してフィルタリングサービス\*の利用を促進します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
教育相談員・学校相談員（さわやか相談員、あおぞら相談員）が受けた相談について解決・改善した件数の割合	%	小学校 75.9 中学校 79.4 (令和2年度)	小学校 85.0 中学校 81.0 (令和8年度)
吉川市で育つ子どもが「未来を生きる力*」を身に付けていると思う市民の割合（市民意識調査）	%	40.1 (令和3年度)	45.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

◇ 地域の子どもたちの見守りに努めます。

◇ P T Aによる地域の青少年の健全育成活動に努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

■ 吉川市いじめの防止等のための基本的な方針（学校教育課）

## 第6節 生涯学べる環境づくり

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 市民が生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学び続けられることをめざします。

### 1 現状と課題

人生100年時代を見据え、生涯にわたり豊かに生き、活躍するため、生涯学習の重要性が再認識されている中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、多くの学びの機会が失われましたが、一方で、新たな生活様式の中で在宅での学びの機会を求める動きも大きくなっています。

引き続き、生涯学習情報の提供や公民館をはじめとする生涯学習施設の充実、社会教育団体への支援を継続するとともに、ICTを活用した学びの機会の創出など、学びを止めない取組を検討していく必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 学びの機会の拡充

- ① 学習機会の拡充を図るため、市民講師による講座の開催や「まちづくり出前講座\*」を積極的に活用します。
- ② 市民活動やボランティア等の地域活動へのきっかけづくりとなるよう、各種事業を実施します。
- ③ 対面による学びだけではなく、誰もが時間と場所にとらわれず学び続けられるよう、オンラインを活用した学びも検討します。

#### (2) 市民参加による事業の推進

- ① 「よしかわ市民講座\*」の実施など市民が自ら企画・実施する事業展開を図ります。

#### (3) 学びに関する情報の提供

- ① 広報よしかわや市ホームページをはじめとする多様な媒体を活用し、生涯学習情報の提供に努めます。
- ② 市民の学習ニーズに対応するため、生涯学習施設による情報提供に努めます。

#### (4) 学習内容の充実

- ① 社会の変化や市民のライフステージに応えた学習プログラムの充実に努めます。

- ② NPOや高校、大学、地元企業等と連携し、市民の学習ニーズにあった講座の企画に努めます。

#### (5) 生涯学習施設の整備充実

- ① 市民の学習ニーズに対応できるよう、生涯学習施設の長寿命化を図るとともに、利用環境の充実を図ります。

#### (6) 人材情報の活用と充実

- ① 「生涯学習人材バンク\*」を周知・活用することにより、学習意欲の喚起や学習ニーズへの対応を図るとともに、指導者やボランティアの育成に努めます。

#### (7) 団体の育成・支援

- ① 社会教育関係団体\*における自主的な活動を尊重しながら、自立に向けて支援します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
生涯学習人材バンクの登録者数	者	33 (令和3年度)	40 (令和8年度)
図書資料の貸出冊数	冊	453,887 (令和元年度)	500,000 (令和8年度)
月1回以上の頻度で生涯学習を行っている市民の割合(市民意識調査)	%	-	60.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 生涯学習活動への参加に努めます。

## 第7節 文化芸術でつながるまちづくり

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 歴史や文化を継承し、市民の郷土愛が育まれることをめざします。
- 優れた文化芸術にふれあいながら、市民や団体が主体的に活動を行い、地域に根ざした文化芸術が発展することをめざします。
- 多様な文化芸術活動を通じた地域課題の解決をめざします。

### 1 現状と課題

文化財や伝統文化は、地域の歴史や文化を理解するうえで、市民共有の貴重な財産です。市民の郷土に対する愛着と関心を深めるため、市史関連書の刊行を進めるとともに、市民の協力を得ながら文化財調査を行い、文化財等の保護、保存に努める必要があります。

また、市の歴史を記録するため継続的に資料の収集を行う必要があることから、資料の精査と収蔵スペースの確保が課題となっています。

一方で、文化芸術を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利であり、それぞれの心を豊かにするものであることから、文化芸術団体への支援をはじめ、多くの市民が多様な文化芸術活動に触れられる事業等を実施するとともに、市民の文化芸術活動の要となっている中央公民館やおあしす等の施設の充実を図ってきました。

さらに、文化芸術は、コミュニティ、福祉、教育など様々な分野における地域課題の解決への活用も期待できることから、平成31年2月に「文化芸術を総合政策として推進するための基本の方針」を策定し、取り組んでいます。

### 2 施策の展開

#### (1) 文化財の保護・保存

- ① 市民の協力の下、市内全域における文化財調査を進めます。
- ② 市指定文化財の保護・保存に努めます。

#### (2) 歴史資料の収集・調査・保存・活用

- ① 関係者の協力の下、歴史資料の収集・調査を行います。
- ② 市史編さん資料の公開や調査報告書等の刊行に努めます。
- ③ 歴史資料の保存に努め、積極的な活用を図ります。

### (3) 文化財愛護活動の推進

- ① 郷土の歴史や文化財に関する講座、見学会等を開催します。
- ② 郷土芸能の維持や郷土の歴史の啓発、伝承を通して市民の愛着心や郷土愛を育みます。

### (4) 文化芸術活動の促進

- ① 優れた文化芸術に触れる機会を提供するなど、市民の文化芸術に対する関心を高めるための取組を推進します。
- ② 市民文化祭や作品展等を開催し、文化芸術活動の発表の場を確保します。
- ③ 人材バンクなど指導者を積極的に活用し、文化連盟をはじめとする団体や個人の人材育成の支援に努めます。
- ④ 演劇活動の体験等を通じて、年齢や障がいの有無に関わらず、文化芸術と触れ合える場の創出に努めます。

### (5) 施設の整備充実

- ① 郷土資料館の活用や企画展示等を行うとともに、歴史資料等の整理と展示・収蔵スペースの確保を進めます。
- ② 文化芸術活動の拠点となる新たな施設の整備を検討するとともに、既存の施設の維持充実を図ります。

### (6) 多様な分野での文化芸術活動の活用

- ① 様々な分野で文化芸術活動を通じて地域課題の解決に取り組みます。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
文化芸術の取組に対する市民満足度（市民意識調査）	%	55.4 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 文化芸術や郷土の歴史・文化財に対する関心を深めます。
- ◇ 貴重なまちの財産である歴史資料等について、市指定の有無を問わず保護・保存・継承していくことに努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針（生涯学習課）
- 吉川市史編さん大綱（生涯学習課）

## 第2章 支え合う健やかなまちづくり (健康・福祉部門)

**私たちは、「共に支え合い、健やかに暮らせるまち」をめざします。**

ライフステージや障がいの有無などに関わらず、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域で支え合う共生のまちづくりをめざします。

地域の様々な役割を担う関係者と行政との密接な連携や、保健・医療・福祉の充実により、世帯が抱える様々な課題に包括的な対応ができるまちづくりをめざします。

スポーツに親しむ機会や、心と身体の健康づくりなどを通じて、人と人がつながり、心豊かで健やかに暮らせるまちづくりをめざします。

- 第1節 共に支え合う地域福祉の推進
- 第2節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進
- 第3節 互いに尊重し合う障がい福祉の推進
- 第4節 市民に寄り添う自立支援と社会保障
- 第5節 地域医療体制の充実
- 第6節 生涯を通じた健康づくりの推進
- 第7節 スポーツでつながるまちづくり

## 第1節 共に支え合う地域福祉の推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 地域における一人ひとりの主体的な支え合いにより、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざします。

### 1 現状と課題

少子高齢化、単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化など社会構造が変化する中、ダブルケア\*、8050問題\*、ひきこもり、ヤングケアラー\*、孤立死、自殺など、地域生活課題は複雑化・複合化しています。

このような中で、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、様々な課題に対する包括的な支援体制が求められています。また、制度や分野ごとの「縦割り」や「支える側」「受ける側」という関係を超えて、地域における多様な主体が「我が事」として参画することが必要であることから、社会福祉協議会や民生委員・児童委員\*をはじめ、地域住民、団体、事業者等の多様な連携が一層重要となります。

近年、市内では地域食堂やフードパントリー\*といった活動が始まるなど、新たな動きも見られます。引き続き、地域共生に資する活動を支援するとともに、自主的な活動が生まれやすい福祉意識の醸成に努めることにより、多様性を尊重し合いながら、支え合い、誰もが暮らしの中で生きがいを持てる地域を共に創っていく地域共生社会\*の実現が求められています。

### 2 施策の展開

#### (1) 支援体制の構築

- ① 関係機関等と共に、複雑化・複合化する地域の生活課題に対応できる包括的な支援体制の構築に取り組みます。
- ② 支援や配慮が必要な方が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、地域での見守り体制を充実します。

#### (2) 地域福祉活動の支援

- ① 社会福祉協議会との連携を強化するとともに、民生委員・児童委員や、地域福祉の担い手となる市民、自治会、NPO、ボランティア組織等の地域福祉活動を支援します。
- ② 市民が多様な福祉活動に参加しやすい仕組みや機会の提供に努めます。

### (3) 福祉意識の醸成

- ① 福祉講座等を通じて福祉意識の醸成や知識の向上を図り、地域福祉の担い手を増やし、地域による支え合いの強化を図ります。
- ② 福祉活動への理解や、他者への理解・思いやりを深める福祉教育を推進します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
ゲートキーパー*養成研修受講者数	人	19 (令和2年度)	150 (R4年度~R8年度)
社会福祉協議会のボランティアセンター登録者数	人	553 (令和2年度)	600 (令和8年度)
助け合い、支え合う地域であると感じる市民の割合(市民意識調査)	%	—	50.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 地域での助け合い等について理解を深めます。
- ◇ 身近なところから自ら何ができるかを考え、主体的に地域福祉活動に参加することに努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- きらっと吉川2 1 「健康福祉とスポーツのまちづくり」宣言
- 吉川市地域福祉計画(地域福祉課)
- 吉川市自殺対策計画(地域福祉課)

## 第2節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 生きがいを持って、高齢者が元気で活躍することをめざします。
- 地域のつながりの中で、高齢者が安心して住み慣れた地域で自立した生活ができることをめざします。

### 1 現状と課題

超高齢社会の進展による様々な課題が懸念されていますが、「人生100年時代」と言われる中において、高齢者が生涯を通じた社会参加により、健康を維持しながら、生きがいを持って活躍する社会づくりが求められています。

市内においても、自立生活に不安のある高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加する中で、高齢者を支える地域のつながりと生活支援体制の充実が求められており、NPO、民間企業、社会福祉法人、ボランティア、自治会など多様な主体との連携とともに、核となる人材の発掘や育成を進める必要があります。

また、健康寿命を延ばすため、運動の習慣をつくる介護予防教室の充実に加え、介護を必要としない（必要とする時期を遅らせる）健康な身体づくりを推進するためのフレイル\*予防の重要性も高まっています。

さらに、このような状況に加え、介護が必要となった場合においても、高齢者が住み慣れた地域で尊厳の保持と自立した生活が継続できるよう、地域包括ケアシステム\*の更なる推進と介護保険制度による必要なサービスが提供できる体制の確保と充実を図る必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 高齢者の社会参加の促進

- ① 生きがいを持って生活できるよう、老人福祉センター事業の充実や地域の人たちとふれあえる地域サロン事業\*の拡充など、交流機会の確保を図ります。
- ② 社会参加を促進するため、高齢者の文化・スポーツ活動や子どもたちとの世代間交流への支援を行います。
- ③ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の機会拡大に向けた取組に対する各種団体等の活動に対する支援を行います。

## (2) 地域の支え合いの向上

- ① 地域包括支援センターや生活支援コーディネーター\*、自治会、民生委員・児童委員など関係する機関の連携による住民主体の活動の支援を行います。
- ② 健康づくり・介護予防リーダー\*、ウォーキングリーダー\*、認知症キャラバン・メイト\*といった地域で高齢者を支える地域活動の担い手の養成を図ります。

## (3) 高齢者の日常生活の支援

- ① 生活に不安を抱える高齢者に対し支援を行う地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域と連携して見守り活動を行います。
- ② 自立した生活が送れるよう、家事援助等の生活支援サービスの充実を図ります。
- ③ 医療・介護・生活支援サービス等を切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの充実を図ります。
- ④ 成年後見制度\*の活用など、権利擁護体制の整備充実を図ります。
- ⑤ 高齢者虐待の予防や早期発見による迅速な対応を図るとともに、様々な困難な課題を持つ高齢者に対して必要な保護や支援に努めます。
- ⑥ 介護者（ケアラー）が相談しやすい環境を充実させるとともに、必要な支援の提供に努めます。

## (4) 介護予防の充実

- ① なまらん体操\*による地域型介護予防教室を促進するとともに、フレイルチェックの実施に向けた環境の整備や認知症予防など、多様な介護予防事業を推進します。
- ② 認知症に対して正しく理解できるよう、認知症サポーター\*やキッズサポーター\*を養成するとともに、認知症の早期発見のための普及啓発や支援を図ります。
- ③ 高齢者自身が、介護保険施設や地域支援事業等の場でボランティア活動を行い、自身の介護予防へとつなげていく介護支援ボランティア制度を推進します。

## (5) 介護保険事業の充実

- ① 介護保険事業が円滑に運営され、要介護等の認定を受けた方が必要なサービスを受けられるよう、介護サービス事業者との連携によりサービス提供体制の確保を図り、サービスの質の向上と量の確保に努めます。
- ② 利用者が介護サービスを円滑に利用できるよう、情報提供します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
75歳から79歳の要介護認定率	%	12.5 (令和2年度)	12.5未満 (令和8年度)
高齢者福祉の取組に対する市民満足度 (市民意識調査)	%	58.6 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、心身の健康管理に努めます。
- ◇ 高齢者やその介護者を孤立させないように、地域での支え合いに努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（長寿支援課）

## 第3節 互いに尊重し合う障がい福祉の推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 障がいのある方もない方も、互いに尊重しながら、障がい者が地域の中で安心して暮らせる社会をめざします。

### 1 現状と課題

障がいの有無に関わらず、互いに尊重し合える共生社会の実現が求められている一方で、障がいを持つ方も年々増加し、障がい者や家族等の高齢化等により、障がい福祉サービスに対するニーズも複雑化・多様化しています。

障がい者が地域で安心して暮らしていくためには、障がい者や家族が相談しやすい相談支援体制の充実や、地域や職場における障がいに対する理解の促進が重要となります。また、障がい者の能力や適性に応じた就労の場の確保やグループホーム\*の整備促進など、障がい者の自立した生活のための取組も求められています。

引き続き、障がいの理解・啓発を図りながら、「親亡き後」も見据え、様々な角度から支援していく必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 障がい者の社会参加の促進

- ① 障がい者が地域で自分らしく暮らすことができるよう、外出支援を行うとともに、スポーツ・レクリエーション、文化芸術活動への参加を促進します。
- ② 障がい者の能力や適性に応じた雇用につながるよう支援するとともに、障がい者就労支援センターの機能充実を図り、雇用についての啓発活動と就労の場の確保に努めます。
- ③ 公共施設、道路、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、すべての方にやさしいユニバーサルデザインによるまちづくりを推進します。

#### (2) 地域の支え合いの向上

- ① あいサポート運動\*を推進するとともに、障がい者を支援する手話通訳者、ボランティア等の人材の育成に努めます。
- ② 共生社会の実現に向けて、障がいに対する理解の促進、差別や偏見の解消など、障がい者の権利擁護を推進します。

### (3) 障がい者の地域生活の支援

- ① 障がいについての様々な相談に適切に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 障がい者が地域で安心して暮らすことができるよう、自立に向けたサービスの提供を推進するとともに、介護による家族負担が軽減できるよう、様々なニーズに対応できる在宅サービスの充実に努めます。
- ③ 親亡き後も見据え、障がい者の地域生活を支援するために設置された基金を有効に活用しながら、グループホームの整備の促進など、自立した生活を送るための取組を進めます。

### (4) 適切な保健・医療と療育の提供

- ① 障がいの状態に応じて必要とされる保健サービスや医療が的確に提供できるよう、関係機関との連携を強化し、障がい者の健康や機能の維持を図ります。
- ② 市の中心的な療育施設としてこども発達センターの機能強化を進め、関係機関と連携し、発育や発達に心配のある子どもの保護者に対する相談支援の充実や周知啓発を図りながら、早期療育の提供に努めます。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
市内グループホームの定員	人	42 (令和2年度)	60 (令和8年度)
あいサポーター育成人数	人	229 (令和2年度)	3,000 (令和8年度)
就労移行率(就労支援センターの利用者のうち、就労できた方の割合)	%	69.4 (令和2年度)	80.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 障がいについて、理解を深める研修等に参加します。
- ◇ 障がいのある方に出会ったら、サポートが必要か声掛けします。
- ◇ 事業者は障がい者雇用に努めるとともに、事業所内での障がい者への理解の促進を図ります。
- ◇ それぞれの障がいに応じて、自立した日常生活や社会参加努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市障がい者計画(障がい福祉課)
- 吉川市障がい福祉計画(障がい福祉課)
- 吉川市障がい児福祉計画(障がい福祉課)

## 第4節 市民に寄り添う自立支援と社会保障

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 生活を保障するとともに、経済的自立や日常生活の自立、社会生活の自立を支援します。
- 医療保険制度の健全で安定的な運営をめざします。
- 老後の生活を支える年金制度の理解が深まることをめざします。

### 1 現状と課題

ライフステージの中の様々な要因により、生活保護を受ける方は、近年増加傾向にあります。それぞれが抱える問題は、多様化・複雑化しており、自立支援についても経済的な自立以外に、健康や日常生活をより良く保持する日常生活の自立、社会的なつながりを回復・維持する社会生活の自立など、一人ひとりに合わせた支援を関係機関との連携を図りながら丁寧に進める必要があります。

また、経済的に困窮し、最低限度の生活の維持ができなくなるおそれのある生活困窮者への支援においても、スムーズに相談につながるよう関係機関との連携を強化するとともに、制度の周知に努める必要があります。さらに、子どもたちが自ら困難を解決する力を身に付け、将来に向けて希望や志を持てるよう支援する子どもの学習支援事業を継続して行い、経済格差から生まれる教育格差の是正に取り組む必要があります。

国民健康保険制度と後期高齢者医療制度は、国民皆保険制度の中核として、地域医療の確保と地域住民の健康維持増進に貢献しています。後期高齢者医療制度の運営は、制度発足当時から広域連合によって行われ、国民健康保険制度も、平成30年度から制度の安定化に向けて、県と市町村による共同運営に移行していますが、今後、それぞれの保険財政の厳しさが増していくことが見込まれる中、将来にわたり持続可能な制度となることが求められています。

また、老後や万が一の際の生活を保障する年金制度は、支え合いの制度であることから、適切な情報提供により制度の理解を図り、未加入者や保険料の未納者を減らしていかなければなりません。

### 2 施策の展開

#### (1) 生活保護制度の適正な運用

- ① 健康で文化的な最低限度の生活を保障するため、生活保護制度の適正な運用に努めます。

- ② 生活保護受給者の経済的自立や日常生活の自立、社会生活の自立を助長するため、関係機関と連携を図りながら、支援・指導体制の充実を図ります。
- ③ 各種健康診査の受診勧奨など生活保護受給者の健康増進を図るとともに、医療機関への適正な受診の周知徹底を図るなど医療費抑制のための取組を行います。

## (2) 生活困窮者自立支援事業の充実

- ① 相談者一人ひとりの状況に応じて、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら支援します。
- ② 就労支援や住居確保給付金等により生活困窮者の自立を支援します。
- ③ 子どもの基礎学力の向上や進路相談など生活困窮世帯の子どもに必要な学習の支援を行います。

## (3) 国民健康保険給付の適正化

- ① 生活習慣病を予防し、医療費増加を抑制するため、特定健診の受診率や特定保健指導の実施率の向上に努めます。
- ② 医療費の適正化を図るため、医療費通知やレセプト\*点検等の充実に努めます。

## (4) 国民健康保険制度・後期高齢者医療制度の健全な運営

- ① 国民健康保険税の適正な賦課や収納率の向上等による財源確保を図り、健全で安定的な財政運営に努めます。
- ② 埼玉県後期高齢者医療広域連合との緊密な連携や被保険者の制度理解を図り、円滑に各種手続きを行うとともに、保険料の収入の確保に努めます。

## (5) 国民年金の制度周知

- ① 年金制度が正しく理解され、適切な手続きや加入の促進が図れるよう、日本年金機構と連携し、広報活動に努めます。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
生活保護受給者と生活困窮者のうち、就労を契機に生活の自立を達成した方の割合	%	17.7 (令和元年度)	18.2 (令和8年度)
国民健康保険税の収納率(現年分)	%	95.2 (令和2年度)	96.5 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 支援の対象者は、支援者と共に自立に向けた目標達成をめざします。
- ◇ 各種健診を受診するなど健康への関心を高め、自身の健康を維持増進することに努めます。

◇ 保険制度や年金制度に対する理解に努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

---

- 吉川市国民健康保険財政健全化計画（国保年金課）
- 吉川市国民健康保険保健事業実施計画（国保年金課）

## 第5節 地域医療体制の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

○ 誰もが適切な医療を受けられる環境の整備をめざします。

#### 1 現状と課題

地域医療に関して、近年の市民意識調査の結果を見ると、「かかりつけ医を持っている市民の割合」が増えていますが、核家族化や高齢化が進む中で、一層地域で適切な医療を受けられる環境が求められています。

救急医療体制については、第一次救急医療\*である小児時間外診療や休日当番医診療は市内医療機関等の協力によって、また、第二次救急医療\*は埼玉県東部南地区6市1町において輪番制による体制が確保され、それぞれ順調に運営されていますが、引き続き、地域の医療体制の充実を図るとともに市民に対する情報提供を行っていく必要があります。

#### 2 施策の展開

##### (1) 医療情報の発信

- ① 健康・医療に関する情報を適切に市民に提供します。
- ② 医療機関の機能に応じた役割について、市民に情報提供します。

##### (2) 救急医療体制の充実

- ① 夜間や休日の救急医療体制の情報を発信し、適切な受診方法の啓発を図ります。
- ② 入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応する第二次救急医療体制の充実に努めます。

##### (3) 在宅医療の推進

- ① 住み慣れた地域や家庭で医療や看護を受ける在宅医療について、情報提供します。
- ② かかりつけ医の普及を図ります。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
かかりつけ医を持っている市民の割合 (市民意識調査)	%	57.7 (令和3年度)	65.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 日頃から地域医療に係る情報の把握に努めます。
- ◇ 疾病の治療や回復、健康保持に努めます。
- ◇ 相談しやすいかかりつけ医の確保に努めます。

## 第6節 生涯を通じた健康づくりの推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

○ 誰もが生涯にわたり心身ともに健康でいきいきと生活できることをめざします。

#### 1 現状と課題

高齢化や生活習慣の変化に伴い、疾病の内容や健康に係る問題についても変化しており、また今般の新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症による健康危機など、様々な健康リスクへの適切な対応が求められています。

一方で、社会的な健康志向の高まりの中で、心身の健康の土台となる運動やバランスのとれた食生活の実践、歯や口腔内の健康保持など、一人ひとりの日常的な取組が一層重視されてきています。

このような中で、引き続き生活習慣病予防や疾患の早期発見・早期治療のため、各種検診の効果的な受診勧奨により更なる受診率の向上を図るとともに、予防接種や感染症対策、さらには市民一人ひとりの主体的な健康管理や健康づくりに関する重要性和正しい情報を市民に伝えていく必要があります。

#### 2 施策の展開

##### (1) 生活習慣病予防の推進

- ① 食生活等の乱れによる肥満や生活習慣病予防の重要性など、健康に関する正しい情報を周知啓発します。
- ② 生活習慣病予防健診や特定健診\*、がん検診の受診率向上を図ります。
- ③ 健診結果に対する保健指導の充実を図ります。
- ④ 自治会や関係団体等と連携し、まちづくり出前講座を活用した健康学習の機会を増やすなど、地域における健康増進を図ります。
- ⑤ 健康・体力づくりポイント制度\*やウォーキングイベントなどにより、市民の自主的な健康づくり、体力づくりの促進に努めます。

##### (2) 感染症予防の推進

- ① 定期予防接種の接種率の向上を図り、感染症予防に努めます。
- ② 任意予防接種の情報提供に努めます。
- ③ 新型コロナウイルスや新型インフルエンザなど新たな感染症に対し、市民の命を最優先とした迅速で柔軟な対策に対応が可能となるよう取り組むとともに、正し

い知識や情報の普及啓発を行います。

### (3) 食育の推進

- ① 子どもから高齢者まで生涯にわたって正しい食生活ができるよう、食育の重要性と具体的な食や栄養に関する啓発に努めます。
- ② 食文化の継承を図るとともに、「命をいただくことへの感謝」の心を育みます。

### (4) 歯科口腔保健の推進

- ① むし歯や歯周病を予防し、8024運動\*を推進するために、歯科健診や歯科保健指導の充実を図ります。
- ② 生涯にわたって歯や口腔内の健康が保たれるよう、ライフステージに応じた取組を推進します。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
特定保健指導実施率	%	60.4 (令和元年度)	62.5 (令和8年度)
吉川市が実施する肺がん検診受診率	%	4.4 (令和2年度)	6.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 心身ともに健康に生活できるよう、自らの健康管理に努めます。
- ◇ 各種健診を受診するなど健康への関心を高め、自身の健康を維持増進することに努めます。
- ◇ 手洗い、うがい、正しい食生活といった疾病予防に努めます。
- ◇ 健康づくりを通じた交流に努めます。

## 5 関連する個別計画・方針など

- きらっと吉川21「健康福祉とスポーツのまちづくり」宣言
- 吉川市健康増進計画（健康増進課）
- 吉川市食育推進計画（健康増進課）
- 吉川市歯科口腔保健推進計画（健康増進課）
- 吉川市新型インフルエンザ等対策行動計画（健康増進課）

## 第7節 スポーツでつながるまちづくり

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 誰もが心身の健全な発達と健康の保持増進ができるよう、気軽にスポーツに親しむことができる環境づくりをめざします。
- スポーツの活用により、多様な分野での地域課題の解決をめざします。

### 1 現状と課題

スポーツは参加することにより、心身の健全な発達と健康の保持増進につながることはもとより、観覧や活動支援など、気軽に触れ合い、親しめる機会があることで生活にうるおいをもたらすものであり、市民の幸福実感の向上に欠かせないものです。

また、スポーツの活用を通じ、福祉や地域の活性化など様々な分野での地域課題の解決も期待できることから、本市では令和3年1月に「吉川市スポーツ推進ビジョン」を策定し、取組を進めています。

引き続き、一人でも多くの市民が、気軽にスポーツに親しめるよう、ライフステージや多様なライフスタイルに応じたスポーツに触れる機会の拡充や、自主的なスポーツ活動に対する支援を行うとともに、活動の拠点となるスポーツ施設については、安全性、快適性、利便性等が求められることから、適正な維持管理や新たな活動の場の創出に努めていく必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 健康・体力づくりの推進

- ① スポーツ推進委員、スポーツ団体等との連携を図りながら、健康の保持増進、体力づくり、生きがいづくり、仲間づくりにつながる各種教室やイベントの開催等のスポーツ事業を推進します。
- ② 誰もが参加しやすく、気軽に運動ができる機会をつくります。
- ③ 週1回以上の運動が習慣となるよう、体を動かすことの効果やメリット等について市民への啓発に努めます。

#### (2) スポーツ・レクリエーション活動の支援

- ① スポーツ団体の育成や運営の支援を行い、組織の充実を図ります。
- ② 総合型地域スポーツクラブ\*の設立や運営を支援します。

### (3) スポーツ環境の整備

- ① 体育施設、設備の安全な維持管理に努めるとともに、公共施設、学校体育施設等を有効に利用できるよう管理運営に努めます。
- ② 多様なスポーツを楽しめる活動場所の確保に努めます。
- ③ 市民のニーズ等を踏まえながら、身近なスポーツ施設の整備・運営を検討します。

### (4) 多様な分野でのスポーツの活用

- ① 多様な分野での地域課題の解決に向けて、スポーツを活用します。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
18歳以上で週1回以上の頻度で運動やスポーツを行っている市民の割合（市民意識調査）	%	50.9 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 自らの健康の保持増進を図るため、スポーツに対する関心や理解を深め、スポーツ活動への参加に努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- きらっと吉川21「健康福祉とスポーツのまちづくり」宣言
- 吉川市スポーツ推進ビジョン（スポーツ推進課）
- 吉川市スポーツ推進計画（スポーツ推進課）



## 第3章 安心と賑わいのまちづくり (生活・産業部門)

**私たちは、「安全で安心な、活気と魅力あふれるまち」をめざします。**

「自助・共助・公助」の力が最大限に発揮され、災害などに強く柔軟な対応力を備えたまちづくりをめざします。

市民・地域・行政・関係機関との連携によって、暮らしの安全を高め、事故や犯罪などのない安心して暮らせるまちづくりをめざします。

自分らしく安心して働ける環境づくりと、地域特性を活かした産業振興により、地域の元気を創出し、活気と魅力あふれるまちづくりをめざします。

- 第1節 みんなで備える防災・減災の推進
- 第2節 みんなで守る防犯と交通安全の推進
- 第3節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化
- 第4節 消費者の安全・安心の確保
- 第5節 魅力ある農業の振興
- 第6節 賑わいある商業の振興
- 第7節 活力ある工業の振興
- 第8節 誰もが働きやすい環境づくり
- 第9節 シティプロモーションの推進

# 第1節 みんなで備える防災・減災の推進

関連する  
SDGs



## 【施策の目的】

- 災害時でも、市民の生命や財産を守るため、「自助・共助・公助」が最大限に発揮されるまちをめざします。

## 1 現状と課題

災害対策にあたっては、自然災害による被害を可能な限り減らす「減災」という視点により、平常時からの個人意識の高揚、自治会や自主防災組織等の地域における活動など、自助と共助の力を備える取組を強化してきました。また、国や県、自衛隊をはじめとする防災関係機関等との連携による公助の強化と地域の防災力の向上を図るため、各地域でテーマを持った減災プロジェクト\*を実施してきました。

東日本大震災以降、毎年日本各地で自然災害が発生しており、本市においても豪雨に伴う避難勧告の発令を経験し、災害がいつ起きてもおかしくないと認識されたところです。引き続き、地域の活動支援や人材育成、市内事業者との応援協定体制といった地域資源を活かす取組を行いながら、自助・共助・公助の考えの下、対策を進めていく必要があります。

加えて、武力攻撃事態や大規模テロ等の緊急対処事態、新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった新たな感染症など災害以外の危機に対しても、柔軟に対応できる備えが求められます。

## 2 施策の展開

### (1) 危機管理体制の充実

- ① 全国で発生している大規模災害等を踏まえ、本市において発生の可能性がある災害を想定し、吉川市地域防災計画を適宜見直します。
- ② 危機管理担当の部署へ専門職を配置するほか、減災プロジェクト等を通じて、国や県、自衛隊等の関係機関との連携を図り、危機管理体制の確立を図ります。
- ③ 大規模災害に備え、他自治体や民間団体との応援協定の締結等、地域内外での連携強化を進めます。
- ④ 武力攻撃や大規模テロ、新たな感染症等から市民の生命、身体、財産を守るため、国や県等の関係機関との連携を図ります。
- ⑤ 消防組合や消防団、自主防災組織等との連携を強化し、浸水被害の軽減に努めます。

- ⑥ 防災行政無線や登録制メール・SNS等による情報発信体制の充実を図ります。
- ⑦ 防災気象情報を有効活用し、迅速かつ的確な水防活動に努めます。
- ⑧ 水害対策活動や避難所設営等の訓練、災害や減災に関する研修等を実施し、職員のスキルアップを図ります。

## (2) 防災・減災施設等の充実

- ① 公共施設等に備蓄スペースを確保し、災害用備蓄物資や資機材の充実に努めます。
- ② 防災拠点となる避難所の設備等の充実を図ります。
- ③ 玉葉橋付近の河川防災ステーション\*の整備に合わせ、備蓄倉庫等の機能を有した水防センターの整備を進めます。
- ④ 企業や事業者等の協力の下、一時避難所として民間施設の提供を受けるなど、避難場所の確保に努めます。

## (3) 地域における減災力の向上

- ① 地域の特性に応じたテーマ型の訓練である減災プロジェクト等を通じ、災害に対する危機意識の向上を図ります。
- ② 自主防災組織の結成・育成・訓練を支援し、地域における減災活動や避難所運営の理解や活動を促進します。
- ③ 減災リーダー\*認定講習会、まちづくり出前講座、講演会の実施や減災マップ\*等の活用により、市民の減災知識の普及に努めます。
- ④ 災害時に配慮が必要な方の支援が迅速に行えるよう、避難行動要支援者名簿などを活用しながら、地域での支援体制の構築を図ります。

## (4) 災害に対する市民意識の向上

- ① 3日以上の水食料等の備蓄や家具転倒防止対策など、平常時からの防災・減災に対する市民の意識の向上を図ります。
- ② 災害時における情報の入手手段や避難方法等に関する周知啓発を図ります。
- ③ 子どもたちを対象にした減災教育を推進します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
自主防災組織率	%	88.9 (令和2年度)	94.0 (令和8年度)
自主防災会の訓練実施率	%	40.7 (令和元年度)	60.0 (令和8年度)
住み心地をよいと感じた理由のうち、災害への備えがよいという回答の割合(市民意識調査)	%	55.7 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 日頃から減災マップ等を活用し、災害に対する備えを進めます。
- ◇ 自分の判断で危険な場所から安全な場所へ避難することが出来るように努めます。
- ◇ 日頃から地域住民同士で、災害時にお互いにできることを確認します。
- ◇ 自主防災組織は、災害時に地域の核となるよう実践的な防災・減災訓練の実施に努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市国土強靱化地域計画(危機管理課)
- 吉川市地域防災計画(危機管理課)
- 国民の保護に関する吉川市計画(危機管理課)

## 第2節 みんなで守る防犯と交通安全の推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 誰もが安心して暮らせる犯罪のない社会をめざします。
- 交通事故のない安全なまちをめざします。

### 1 現状と課題

地域での防犯については、これまで青色回転灯パトロールカーの導入や保第2公園防犯活動ステーションの開設、防犯灯の整備といった環境整備を進めるとともに、わがまち防犯隊連絡会\*の組織化など地域活動の促進を図ってきました。地域の防犯活動への参加者の減少等の課題もありますが、今後も引き続き警察をはじめとした関係機関や地域と一体となった取組が必要となっています。

交通事故については、全国的に死亡事故は減少していますが、自転車や高齢者の関わる事故の割合が相対的に高いことから、これらの事故にかかる安全運転や交通安全意識を高める事業を今後も行っていく必要があります。

また、道路交通環境については、信号機設置や通学路の安全確保など関係機関と連携し、計画的に取り組む必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 防犯体制の充実

- ① 街頭キャンペーンをはじめ広報や登録制メール等を通じて、防犯意識の高揚を図ります。
- ② 犯罪抑止のために、自治会をはじめ、警察等の関係機関との連携を強化し、防犯活動を推進します。
- ③ 犯罪から子どもを守るため、子ども110番の家\*の設置の促進や市民への啓発を行います。
- ④ 新たな交番の設置について関係機関に要望するとともに、防犯活動拠点の充実に努めます。
- ⑤ 防犯灯の計画的な設置と維持管理に努めます。
- ⑥ 駅前広場や公園等への防犯カメラの設置を推進します。

#### (2) 交通安全意識の高揚

- ① 高齢者や子どもを対象に効果的な交通安全教育を推進します。

- ② 警察や関係団体と協力し、交通法規講習会や啓発活動等を通じ市民の交通安全意識の高揚を図ります。

### (3) 道路交通環境の整備

- ① 道路管理者との連携により道路環境の改善に努めるとともに、警察など関係機関と連携し、効果的な交通規制を促進します。
- ② 適正な駐車場の確保を促進するとともに、関係機関に取り締まりを要請し、交通渋滞や事故の原因となる違反駐車防止に努めます。
- ③ 自転車駐輪場の整備や適切な管理運営を行うとともに、放置自転車の撤去や所有者への警告等を行います。
- ④ 事故要因や有効な対策について十分な分析を行ったうえで、効果的かつ効率的な交通安全施設の整備を行い、道路交通の安全確保に努めます。
- ⑤ 自転車が安心して道路を通行できるように、自転車の通行帯の整備に努めます。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年)	目標値 (年)
人口千人当たりの市内で発生した犯罪認知件数	件	6.55 (令和2年)	5.57 (令和8年)
人口千人当たりの交通事故(人身事故)発生件数	件	2.48 (令和元年)	2.30 (令和8年)

## 4 みんなでできること

- ◇ 生活上のルールを守り、住民同士の連携を高めます。
- ◇ 地域の防犯活動へ協力します。
- ◇ 交通ルールを守り、交通安全意識を持ち続けます。
- ◇ 違反駐車や路上への自転車放置等を行いません。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市安全安心都市宣言
- 吉川市防犯推進計画(危機管理課)
- 吉川市交通安全計画(危機管理課)

## 第3節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 充実した消防・救急体制の下、市民が安心して生活できるまちをめざします。
- 市民の意識の向上と地域の連帯により、火災のないまちをめざします。

### 1 現状と課題

消防体制については、吉川松伏消防組合とともに、消防施設や装備の充実を進め、消防団員の確保に努めながら、地域防災力・減災力の向上を図ってきました。

高齢化の進展やコミュニティの希薄化といった社会構造が変化する中、首都直下地震、ゲリラ豪雨、竜巻等の異常気象の発生など、これまで予測できなかった事態への対応が必要となることから、更なる体制の充実と地域の連携強化が求められます。

また、火災予防対策においては、査察、指導を実施しているところですが、防火対象物や危険物施設について、より一層の積極的な査察を推進し、安全性の確保に取り組むとともに、引き続き住宅用火災警報器設置の啓発を進めていく必要があります。

救急・救助体制については、救急救命士の計画的な養成や研修の実施による体制の充実と救命率の向上が求められます。

### 2 施策の展開

#### (1) 消防組織体制の充実

- ① 複雑化・多様化する災害に備えるため、効果的かつ効率的な消防車両や、消防資機材等の導入について検討するとともに、消防団機械器具置場\*や消防水利\*等の計画的な整備、消防庁舎の適切な維持管理を推進します。
- ② 各種災害に的確に対応するため、消防大学校や埼玉県消防学校、各種研修会へ積極的に職員を派遣し、知識技術の向上を図ります。
- ③ 広域的な災害に備え、関係機関との応援協定等の充実を図り、相互応援体制の強化を図ります。
- ④ 地震等の大規模災害に対応するため、消防団等の関係機関と定期的な連携訓練を行いながら、強固な協力体制を構築し、災害対応力の向上を図ります。
- ⑤ 消防団員を確保するとともに、多様な対応ができるよう女性消防団員の増員を図ります。
- ⑥ 消防団を中核とした地域防災体制の強化と地域防災力・減災力の底上げを図りま

す。

## (2) 防火対策の推進

- ① 放火されない環境づくりを推進するとともに、消防組合と地域が連携した継続的な放火防止対策に取り組みます。
- ② 自治会・自主防災組織への消防訓練指導等を充実し、市民の火災予防知識の普及啓発を推進します。
- ③ 消防団や消防協力団体と連携し、災害弱者を対象とした防火教育や安全指導を推進するとともに、住宅用火災警報器等の防火設備や防災製品の普及促進を図ります。
- ④ 火災の危険等を考慮した計画的な査察による効率的な立ち入り検査を行い、防火対象物等の安全性の向上を推進します。

## (3) 救急・救助体制の充実

- ① 救急告示病院\*との連携を密にし、救急患者の受入体制の充実を図ります。
- ② 市民が適切な初期の救命処置を行えるよう普通救命講習会等を開催し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、AED（自動体外式除細動器）の普及促進と設置個所の周知を行います。
- ③ 救急車の適正利用や予防救急について、市民への啓発を積極的に推進します。
- ④ 高度化する医療技術や救急処置を習得するため病院研修等を通し、救急隊員の資質の向上を図るとともに、有資格者の増員や救急救命士の育成を進め、救急活動体制の充実を図ります。
- ⑤ 特殊災害\*等に対応する資機材の整備や特殊訓練の実施を推進し、災害対応力の強化を図ります。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
火災による年間死傷者数（自損行為を除く）	人	0 (令和2年)	0 (令和8年)
防火対象物等の査察による違反是正率	%	58.0 (令和2年度)	70.0 (令和8年度)
救急車の現場到着所要時間	分	7.7 (令和2年度)	7.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 火災予防知識を高め、失火等による火災の防止に努めます。
- ◇ 救命処置や応急手当の習得に努めます。

◇ 消防団の活動に理解を深めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

---

- 吉川松伏消防組合消防計画（吉川松伏消防組合）
- 吉川松伏消防組合実施計画（吉川松伏消防組合）
- 吉川松伏消防組合公共施設等総合管理計画（吉川松伏消防組合）

## 第4節 消費者の安全・安心の確保

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 消費者の安全・安心な暮らしの確保をめざします。
- 消費者団体\*の活動等を通して、消費者トラブルに巻き込まれない自立した消費者が増えることをめざします。

### 1 現状と課題

近年、消費者トラブルが巧妙かつ複雑化・多様化していることに加え、高度情報通信社会の進展によりインターネットを利用した取引が増加傾向にあることから、消費者にとっても利便性が向上している一方で、トラブルに遭遇するリスクも増大しており、本市の消費生活センターへの相談件数も増加傾向にあります。

被害を受けた消費者が、身近な消費生活の相談窓口を利用し、迅速で的確な対応によりトラブルの解決につながるよう、今後も引き続き、広報、ホームページ、啓発紙の配布、地域や学校におけるまちづくり出前講座等により消費生活センターの周知を図りながら、消費者トラブルを未然に防ぐための情報提供を行っていく必要があります。

また、消費者一人ひとりの意識の向上を図るため、消費者団体による各種啓発活動を支援する必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 消費者被害の防止

- ① 消費生活センターにおいて、専門相談員による相談業務の充実を図るとともに、気軽に相談できるよう周知に努めます。
- ② インターネット取引や特殊詐欺\*に加え、成年年齢引き下げに伴う契約問題等の新たなトラブルを含め、消費生活に関する知識や対策について、まちづくり出前講座や広報等により啓発します。
- ③ 消費者が安心できる商品選択と安全を確保するため、事業者に対し検査や指導を行い、商品表示の適正化を促進します。
- ④ 高齢者等の消費者被害の早期発見と未然防止策を強化するため、消費者安全確保地域協議会（吉川市要援護者見守りネットワーク）\*の活動を推進します。

## (2) 消費者団体の活動支援

- ① ぐらしの会\*の自主的な活動を支援し、消費者被害の未然防止のための啓発活動や持続可能な社会に貢献する消費行動につながる取組を促進します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
消費生活センターの相談に対して解決した件数の割合	%	99.2 (令和2年度)	100 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 消費者被害にあわないよう、地域や学校等のまちづくり出前講座に参加し、自立した消費者をめざします。
- ◇ 事業者は、適正な食品表示や品質表示を行います。
- ◇ 消費者団体は、消費者の安全と持続可能な社会の形成に貢献できる消費行動につながるための活動に努めます。
- ◇ 家族や友人、地域のつながりの中で相互に見守り、声掛けすることで、消費者被害の未然防止・早期発見に努めます。

## 第5節 魅力ある農業の振興

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 安定かつ持続可能な農業経営のもと、消費者に安全安心な吉川産農産物が安定供給されることをめざします。
- 農業生産基盤を整備することにより、生産効率の高い農業が行われることをめざします。
- 土に触れ、農業に親しむ機会等が増えることにより、市民の農業に対する関心が高まることをめざします。

### 1 現状と課題

農業は、本市の歴史や文化を支えてきた産業であり、今後のまちづくりに欠かせない大きな魅力の一つとなっています。

しかしながら、全国的な課題である農業従事者の減少や高齢化が本市においても進んでいることから、地域農業の担い手の確保・育成、農業経営の安定化と農業所得の増大に向けた支援を行う必要があります。

また、吉川の農業が持続可能な産業となるために、市民の農業への理解や関心を深めるとともに、その魅力を市内外のより多くの方に知っていただくための取組が求められます。

これまで本市では、生産者や関係団体等との連携を図りながら、担い手や生産者団体への支援をはじめ、消費拡大のための農産物PR、水路・ほ場\*整備といった農業生産基盤の整備、農地の集積化・集約化など様々な事業を展開してきました。

今後も、引き続きこれらの取組の充実を図るとともに、生産者や関係団体等と議論を重ね、6次産業化\*や農福連携\*といった農業を通じた地域課題の解決等も取り入れながら、持続可能な本市の都市近郊農業の確立をめざす必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 農業経営の活性化

- ① 担い手となる農業者の確保・支援に努めます。
- ② 農業団体の支援を行います。
- ③ 生産性や付加価値を高める農業支援に努めます。
- ④ 直売所や市内スーパー等への供給促進や学校給食での活用により、地産地消\*を推

進します。

- ⑤ 農商工連携による6次産業化や農福連携等の新たな取組を支援します。
- ⑥ 人・農地プラン\*の策定等を通じて、生産者や農業関係団体等と連携を深めるほか、研究機関との調査を通じ、本市に合った農業活性化策の検討を進めます。

## (2) 農業・農産物のPR

- ① 農業体験やイベント等により、優良な吉川産農産物のPRや生産者と消費者の交流を進め、農業や食に関する理解が深まる機会の提供に努めます。
- ② 本市の農業の魅力についての積極的な情報発信により、新たな農業者や法人の参入を促進します。

## (3) 農業拠点施設整備の推進

- ① 市民農園の魅力向上や適切な維持管理を行い、利用の促進を図ります。
- ② 市民農園と三輪野江地区において、地域農業の活性化や農業経営の向上等につながる拠点づくりをめざします。

## (4) 生産基盤の整備

- ① 農地の多面的機能\*を踏まえながら、農業振興に必要な優良農地の確保・保全に努めます。
- ② 地域の農業者と話し合いながら、農地の集積化や集約化など農地の利用の最適化を推進します。
- ③ 農業用排水路の整備と適正な維持管理を推進します。
- ④ 土地改良区\*の施設整備と維持管理を促進します。
- ⑤ 埼玉型ほ場整備事業\*を促進します。
- ⑥ 地域における農業生産基盤の保全活動や維持管理の共同活動を推進します。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
農業担い手による農地利用の集積・集約面積（農用地利用権設定*面積）	ha	111.2 (令和2年度)	130.0 (令和8年度)
吉川産の農産物を購入している市民の割合（市民意識調査）	%	57.1 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 生産者は、消費者ニーズに対応できる農業経営に努めます。
- ◇ 生産者は、吉川産農産物の付加価値の向上やPRに努めます。
- ◇ 消費者は、農業や食に関する理解を深め、吉川産農産物の積極的な購入に努めます。

- ◇ 農地の持つ多面的機能への理解を深め、多面的機能の維持・発揮に協力することに努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

---

- 吉川市産業振興計画（商工課）
- 吉川農業振興地域整備計画（農政課）
- 人・農地プラン（農政課）

## 第6節 賑わいある商業の振興

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 市内商業が持続可能な経営の下で発展するとともに、創業が生まれやすい魅力ある環境をめざします。

### 1 現状と課題

社会経済構造の変化を反映し、民間ビジネスの多様化が進む中、経営や課題も複雑化しています。本市は、各種団体等と連携しながら、制度融資\*や経営相談、経営セミナー等を開催していますが、引き続き創業や事業承継等を含めた経営環境の課題解決に向けて取り組む必要があります。

また、商業活性化に取り組む各商業団体の運営の安定化や共同事業の効果促進を目的とした支援を継続しながら、各種イベントやふるさと納税制度\*等を通じ、市内の優れた技術や製品の情報を市内外へ積極的に発信することにより、販路拡大や事業者間連携、製品価値やブランド力の向上を促進するなど、地域経済の更なる活性化につながる取組を進める必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 経営の安定化

- ① 各種団体等と連携し、経営相談、経営セミナーの開催による経営改善支援や制度融資の充実等により、市内事業者経営の安定化を図ります。
- ② 商業団体\*を支援するとともに、事業者同士の連携や大型店・異業種との連携による取組を支援します。
- ③ 各種団体等と連携し、創業や事業承継等の経営相談体制の充実を図り、地域産業の活性化を支援します。
- ④ 新たな商品開発を支援します。
- ⑤ 災害等の社会経済情勢の急変の際には、国や県と歩調を合わせながら、市内事業者への必要な支援に取り組みます。

#### (2) 消費拡大・販路拡大につながる情報発信

- ① 魅力ある技術や商品について、「吉川大吉ブランド\*」の周知やイベントへの参加、ふるさと納税制度等を活用しながら、積極的に情報発信します。
- ② 魅力ある事業者や企業について、機会を捉えて市内外へ情報発信します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
商店数	店	320 (平成 28 年度)	330 (令和 6 年度)
市内の商店を利用する市民の割合 (市民意識調査)	%	79.9 (令和 3 年度)	85.0 (令和 8 年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 商業者等は、顧客ニーズの把握と新製品の開発に努めるとともに、経営改善を図ります。
- ◇ 商業団体等は、研修会への参加やイベントの実施等を通じて消費者の拡大に努めます。
- ◇ 市内の商店を選んで消費行動をすることに努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市産業振興計画 (商工課)

## 第7節 活力ある工業の振興

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 経営の安定・持続と新たな創業の増加をめざします。
- 市内への立地を希望する企業の増加をめざします。

### 1 現状と課題

商業と同様に工業部門においても、社会経済情勢やライフスタイルの変化により、経営環境が左右されることから、経営相談や経営セミナーなど経営の安定化に資する取組や創業、事業承継等への支援が重要となります。

また、引き続き市内事業者の優れた技術や製品の情報を各種イベント等で発信することなどにより、販路拡大や事業者間連携、新たな価値の創造の促進が求められています。

さらに、新たな工業地を求める声もあることから、引き続き整備に向けた情報収集等を行っていく必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 経営の安定化

- ① 各種団体等と連携し、経営相談、経営セミナーの開催による経営改善支援や制度融資の充実等により、市内事業者経営の安定化を図ります。
- ② 事業者に対する新たな設備投資や新製品の開発支援等を行うとともに、各種イベント等を通して企業同士の連携や異業種との連携による取組を促進します。
- ③ 各種団体等と連携し、創業や事業承継等の経営相談体制の充実を図り、地域産業の活性化を支援します。
- ④ 災害等の社会経済情勢の急変の際には、国や県と歩調を合わせながら、市内事業者への必要な支援に取り組みます。
- ⑤ 魅力ある事業者や企業について、機会を捉えて市内外へ情報発信します。

#### (2) 工業地整備の推進

- ① 三輪野江地区の一部や東埼玉テクノポリス周辺地区の拡張など、工業地の整備に向けた情報収集や開発手法の研究を行いながら事業化を検討します。

### (3) 企業の立地推進

- ① 市内に進出を希望する企業の情報収集や情報提供に努めます。

#### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
工業事業者数*	事業者	188 (令和元年度)	223 (令和8年度)

#### 4 みんなでできること

- ◇ 企業等は市場や顧客ニーズの把握、新技術や新製品の開発に努めるとともに、経営改善を図ります。

#### 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市産業振興計画（商工課）

## 第8節 誰もが働きやすい環境づくり

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 就労機会の拡大と雇用の安定をめざします。
- 多様な勤労者が働きやすい労働環境の充実をめざします。

### 1 現状と課題

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で有効求人倍率が減少したように、雇用情勢は、様々な要因により大きく左右されることから、引き続き、求職者に応じた就労先を確保するため、ハローワークや関係機関と連携した求人情報の提供や、市内事業所と求職者のマッチングの機会が必要となっています。

さらに、勤労者一人ひとりがテレワーク等をはじめとする多様な働き方を選択できる社会をめざし、柔軟な働き方を推進していくことが求められています。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた支援策を実施するなど、働く意欲があるすべての人が能力を發揮できるよう、勤労者が働きやすい環境づくりを促進する必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 就労機会の拡大

- ① 市内事業所の求人や内職募集等の情報の収集に努め、求人情報を発信します。
- ② 求職者を対象とした相談や就職セミナー等を実施し、就労を支援する相談機関との連携を図ります。
- ③ 市内事業所と求職者のマッチングを図るため、ハローワークや各関係機関と連携し、合同就職面接会を開催します。
- ④ 障がい者をはじめ、高齢者や外国人等、就労を希望する多様な市民の個々の能力や適性に応じた就労機会の促進を図ります。

#### (2) 勤労者福利厚生充実

- ① 誰もが安心して働くことができる職場環境や休業制度など、事業所における福利厚生の充実を促進します。
- ② 労使間の労働条件や労務管理の改善等の解決を支援する相談窓口の情報提供を行います。

- ③ 勤労者の労働意欲の向上を図るため、優良勤労者等の表彰を行います。
- ④ 育児や介護と仕事の両立を支援するため「多様な働き方実践企業」認定制度\*の普及に努め、取得の促進を図ります。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
市内求人情報誌掲載企業数	件	298 (令和2年度)	300 (令和8年度)
多様な働き方実践企業認定件数	社	34 (令和2年度)	50 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 事業者と勤労者の双方がワーク・ライフ・バランスの実現に努めます。
- ◇ 事業者は雇用の創出に努めるとともに、勤労者のための働きやすい職場環境づくりに努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市産業振興計画（商工課）

## 第9節 シティプロモーションの推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 本市への愛着心が向上するとともに、本市の認知度が向上することで、まちの活力が維持され、安定的かつ持続的に発展することをめざします。

### 1 現状と課題

本市は全国でも数少ない、今後も人口の増加が見込まれる活気あるまちですが、いずれは人口減少の局面を迎えることから、今後に向けた備えが求められます。

シティプロモーションは、このような課題に対して、「まちの魅力」という観点から総合的・戦略的にアプローチし、まちの活性化につなげようとする取組です。

本市には、なまずをはじめとした川魚料理の食文化、優良な農産物や特産品、伝統の八坂祭りといった観光資源に加え、豊かな自然や住環境の快適さなど様々な魅力があります。行政だけでなく市民、団体、企業等と連携し、これらのまちの魅力を再確認・発掘しながら、新たな魅力を創出することで「まちの価値」を高めるとともに、吉川市への関心が高まり、地域産業の発展や人口増加など地域の活性化につながるよう、市内外への戦略的な情報発信を行う必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 魅力の再確認と発掘

- ① 市民やよしかわ観光協会等との協働により、既存の魅力や観光資源について再確認するとともに、今まで着目されていなかった潜在的な魅力を発掘します。
- ② 魅力ある農産物や特産品等のブランド化を進めます。

#### (2) 新たな魅力の創出

- ① 本市の魅力を発信するためのイベントを実施します。
- ② 新たな魅力や観光資源の開発を支援します。

#### (3) 観光事業の充実

- ① 複数の観光資源同士につながりを持たせるネットワーク化により、魅力向上を図るとともに、観光マップの作成や観光情報の発信に努めます。
- ② 農商工の地域産業と観光の連携を図ります。
- ③ なまずやイメージキャラクターを活用した商品開発等を促進します。

④ よしかわ観光協会の将来を見据えた効果的な運営について検討を進めます。

#### (4) 戦略的なシティプロモーション活動の推進

- ① 誰もが愛着心を持てるよう、本市のブランドイメージづくりに努めます。
- ② 市民、団体、よしかわ観光協会や企業等との連携による効果的なPRに努めます。
- ③ 本市に関わる様々な方に、自ら進んで市の魅力を発信してもらえるよう、機運の醸成を図ります。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
人口	人	73,217 (R3.4.1)	75,757 (R9.4.1)
市への愛着度(市民意識調査)	%	76.8 (令和3年度)	80.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 本市の歴史や文化、産業に興味・関心を持ちます。
- ◇ 本市の魅力を再確認するとともに、発掘や創出に努めます。
- ◇ イベントなど観光事業への参加やPRに努めます。
- ◇ 自分の住むまちの良さについて、日常的な発信に努めます。
- ◇ よしかわ観光協会は、観光事業の中心的役割を担い、観光イベントを開催するとともに、観光資源の開発や整備を進めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市産業振興計画(商工課)
- 吉川市シティプロモーション基本方針(政策室)
- 吉川市シティプロモーション戦略プラン(政策室)

## 第4章 快適で持続可能なまちづくり

### (都市・環境部門)

**私たちは、「自然と共生する、快適で住みよいまち」をめざします。**

市民や団体、企業などがあらゆる活動の中で、環境に配慮した取組を行うとともに、豊かな水と緑に恵まれた自然環境を保全し、自然と共生した持続可能なまちづくりをめざします。

計画的な土地利用と強靱な都市基盤の整備を進め、快適で安心して暮らし続けられるまちづくりをめざします。

多様化する移動のニーズを捉えながら、道路環境や交通ネットワークの充実を図り、安全で利便性の高いまちづくりをめざします。

- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 第1節 | 環境にやさしいまちづくり         |
| 第2節 | 健全な水環境の保全            |
| 第3節 | 調和のとれた都市づくりの推進       |
| 第4節 | 安らぎとうるおいのあるみどりと公園の整備 |
| 第5節 | 暮らしを支える上水道の充実        |
| 第6節 | 災害に強い都市の整備           |
| 第7節 | 快適な道路環境の充実           |
| 第8節 | 持続可能な公共交通の充実         |

# 第1節 環境にやさしいまちづくり

関連する  
SDGs



## 【施策の目的】

- 市民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会の実現など地球規模の環境問題に積極的に取り組む社会をめざします。
- 持続可能な資源循環型社会の構築をめざします。
- 生物多様性の理解を広め、人と自然が共生する社会をめざします。
- 公害問題のない、安心して暮らせる生活環境をめざします。
- より良い環境、より良い未来を創っていこうとする環境配慮意識の醸成をめざします。

## 1 現状と課題

環境意識の高まりは、SDGs\*にも後押しされ、食品ロス問題やプラスチックごみの問題など、これまでも増して社会全体の大きな動きとなっており、特に民間企業等における取組が増加しています。

このような社会的気運の中、本市では、これまでの課題を踏まえ、令和3年3月に吉川市環境保全指針を改定するとともに、同年4月には、近隣の埼玉県東南部地域の5市1町で、「ゼロカーボンシティ」共同宣言\*を行うなど、環境に関する取組を強化しています。

そして、今後の環境政策の展開にあたっては、行政だけでなく、市民、事業者、地域など、全ての主体が環境配慮意識を高め、連携しながら、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

## 2 施策の展開

### (1) 地球環境の保全

- ① 地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出量の削減を図ります。
- ② 気候変動の影響を回避または軽減する取組を推進します。
- ③ 市民や事業者と共に、再生可能エネルギー\*の普及促進と省エネルギー化の推進を図ります。
- ④ 埼玉県東南部地域5市1町による連携の下、脱炭素社会の構築に向けた広域的な取組を推進します。

## (2) 資源循環型社会の推進

- ① 市民の3R\*意識を推進するため、周知啓発活動や環境教育を実施します。
- ② 家庭系・事業系ごみの減量について、説明会や研修会等により、ごみの分別と排出方法の周知徹底を図ります。
- ③ 市民、事業者等のリサイクル活動を促進するため、資源回収団体等への支援を行うとともに、再生品利用と不要品の再使用の啓発に努めます。
- ④ 廃棄物の適正な処理を行うとともに、ごみの持ち去りやごみの排出状況など、市民と連携した監視活動を実施します。
- ⑤ ごみ排出が困難な高齢者や障がい者等の世帯に配慮した収集を実施します。
- ⑥ 市民、土地所有者、行政等で協力し、不法投棄の未然防止と事後対策の推進を図ります。
- ⑦ 環境センターの計画的な修繕を実施し、適正な維持管理に努めます。

## (3) 自然環境の保全

- ① 市内に生息する多様な動植物種の周知に努め、保全意識の高揚を図ります。
- ② 生物多様性への理解を広め、市内に生息する生き物の保全に努めます。
- ③ 在来の生態系に悪影響を及ぼす外来種について、排除または影響の低減を図ります。

## (4) 快適な生活環境の保全

- ① 地域における自主的な美化活動を支援します。
- ② 大気や水質の継続的な監視を行い、良好な生活環境の保全に努めます。
- ③ 関係団体と連携して公害の発生源に対する適切な指導を行い、未然防止に努めます。

## (5) 環境配慮意識の醸成

- ① 持続可能な社会づくりの担い手を育む環境学習を実施します。
- ② 市民や事業者が主体となって行う環境活動の支援に努めます。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
吉川市環境配慮率先実行計画における温室効果ガス総排出量*	t-CO <sub>2</sub>	5,011 (令和元年度)	4,674 (令和8年度)
1人1日当たりのごみ排出量	g	823 (令和2年度)	790 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 地球規模の環境問題から身近な環境問題まで、様々な環境テーマへの関心を高め、環境に配慮した行動を実践します。
- ◇ 地域美化活動への参加など、快適な生活環境の向上に努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市環境保全指針（環境課）
- 吉川市エネルギービジョン（環境課）
- 吉川市一般廃棄物処理基本計画（環境課）
- 吉川市環境配慮率先実行計画（環境課）

## 第2節 健全な水環境の保全

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

○ 河川や排水路等の水質を改善し、良好な水環境をめざします。

#### 1 現状と課題

下水道事業における水洗化率が順調に伸び、合併処理浄化槽\*への転換や農業集落排水施設\*への接続についても数値の伸びは緩やかではあるものの、着実に件数が増えており、良好な水環境を創出しています。

このような状況の中で、下水道事業と農業集落排水事業では、令和2年度に経営戦略を策定し、排水管などの施設の更新や維持管理が継続して行えるよう、持続可能な事業運営に向けた取組を進めています。

また、健全な水環境の保全のためには、市民や企業の理解と協力が不可欠であることから、引き続き情報発信や啓発を進める必要があります。

#### 2 施策の展開

##### (1) 水環境保全の推進

- ① 公共下水道または農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への転換により、水質の保全を図ります。
- ② 広報やイベントの開催を通じて、良好な水環境保全の意識の高揚を図ります。
- ③ 市民や企業と連携し、木売落し\*の清掃をはじめとした水質の浄化活動を推進します。

##### (2) 下水道事業の管理運営

- ① 経営戦略に基づき下水道事業の持続可能な経営に努めます。
- ② 管渠\*内の清掃、調査や補修等の維持管理の強化を図ります。
- ③ 管渠を含む下水道施設の耐震化を計画的に推進します。
- ④ 吉川美南駅東口土地区画整理事業地内における污水管の布設等を計画的に実施します。

##### (3) 浄化槽の適正管理の推進

- ① 単独処理浄化槽\*や汲み取り便槽\*から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ② 浄化槽の維持管理について、必要な助言・指導を行います。

#### (4) 農業集落排水事業の管理運営

- ① 施設の適正な維持管理を行い、農業集落排水の水質保全を推進します。
- ② 農業集落排水事業の持続可能な運営について調査・研究します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
公共下水道水洗化率	%	96.5 (令和2年度)	96.6 (令和8年度)
浄化槽法第11条検査受検率*	%	16.6 (令和2年度)	30.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 公共下水道や農業集落排水の供用区域内の未接続者世帯は、公共下水道や農業集落排水への接続に努めます。
- ◇ 浄化槽整備区域では、合併処理浄化槽への転換に努めます。
- ◇ 敷地内の排水施設の適正な維持管理に努めます。

### 5 関連する個別計画・方針など

- 吉川市生活排水処理基本計画（環境課）
- 吉川市下水道事業経営戦略（河川下水道課）
- 吉川市農業集落排水事業経営戦略（農政課）

## 第3節 調和のとれた都市づくりの推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 長期的な視点に立ち、地域の特徴を活かした秩序ある土地利用をめざします。
- 良好な住環境を有し、多様な都市機能が充実した市街地の形成をめざします。

### 1 現状と課題

総合的かつ計画的な都市計画を推進するためには、市内の自然環境、市民生活や産業構造等の現況や動向の把握に加え、人口減少や超高齢化、激甚化する災害等の課題への対応も含めた、長期的な視点や市域を超えた広域的な視点が必要となります。

市ではこれまでも、これらの視点を持って策定した総合振興計画や都市計画マスタープラン\*に基づく都市づくりを進め、近年では、長年の課題であった吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の事業化など、着実な進展を遂げています。計画の推進にあたっては、国や県との調整、事業費の確保等の課題も少なくありませんが、今後も秩序ある土地利用の誘導や地域の特徴を活かした都市拠点の形成等により、持続可能な都市づくりを進めていかなければなりません。

また、安全で良好な住環境の形成のため、各種法令に基づく適正な審査や指導を行うとともに、市民の声を踏まえたルールづくりを進めています。しかしながら、全国的な課題となっている空家や空地に関する対策、環境や景観への配慮など市民や地域の協力が必要となる課題もあることから、引き続き市民や地域、企業等への都市づくりに係る取組の情報提供に努め、多くの方の理解の下で都市づくりを推進していく必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 計画的な土地利用の推進

- ① 都市計画マスタープランに基づき、秩序ある土地利用の誘導や地域の特徴を活かした都市拠点の形成など、総合的かつ計画的な都市づくりを推進します。
- ② 都市計画法に基づく区域区分\*、用途地域\*、地区計画\*等の都市計画については、計画的に見直しを検討します。
- ③ 都市計画決定手続きにおける市民参画を推進するとともに、都市計画に係る情報提供に努めます。

#### (2) 吉川美南駅周辺地域の整備

- ① 吉川美南駅東口周辺地区において、「笑顔と緑あふれるみんなの庭」をコンセプト

トにした土地区画整理事業\*を推進します。

### (3) 良好な住環境の維持・向上

- ① 吉川市まちづくり整備基準条例により、安全で良好な住環境の形成を図るとともに、市民にやさしい魅力ある都市づくりを推進します。
- ② 地区計画制度等の活用により、地域の特性を活かした土地利用の誘導と良好な市街地環境と景観の形成を図ります。
- ③ 建築規制の的確な運用により、安全性の確保に努めます。
- ④ 建築物のバリアフリー化や再生可能エネルギーを活用した省エネルギー化等により、環境に配慮した長期的に住み続けられる住宅建設の促進を図ります。
- ⑤ 吉川市空家等対策計画等に基づき、空家や空地の発生の抑制と適切な維持管理、利活用の促進を図ります。

### (4) 魅力的な地域景観の形成

- ① 埼玉県景観条例等に基づく規制誘導と地区計画制度等の活用により、本市の歴史風土と地域の特色を活かした魅力的な景観の保全と形成に努めます。
- ② 市民との協働による違反広告物の簡易除却\*を推進し、地域の美化に努めます。

### (5) 公的住宅等の供給促進

- ① 県や関係機関と連携し、公的住宅やセーフティネット住宅\*の入居募集等について情報提供を行います。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業面積に対する使用収益開始*面積の割合	%	0 (令和3年度)	100 (令和8年度)
計画的な土地利用への取組に対する市民満足度(市民意識調査)	%	61.7 (令和3年度)	65.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 都市づくりのルール等の作成にあたっての参画に努めます。
- ◇ 都市づくりのルールを守り、居住環境の維持・向上に努めます。
- ◇ 空家・空地の所有者は、建築物や敷地等の適正な維持管理に努めます。
- ◇ 土地所有者や居住者等の関係者は、事業の推進への理解に努めます。(吉川美南駅東口周辺地区)

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市都市計画マスタープラン(都市計画課)

- 越谷都市計画事業吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業事業計画（吉川美南駅東口周辺地域整備課）
- 吉川市空家等対策計画（都市計画課）

## 第4節 安らぎとうるおいのあるみどりと公園の整備

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 水と緑に囲まれた豊かな生活環境の実現をめざします。
- 誰もが楽しみ、憩える公園の整備・管理をめざします。

### 1 現状と課題

市内の緑地や公園、水辺空間については、市民生活に安らぎとうるおいをもたらすとともに、温暖化などによる高温化の緩和にもつながる貴重な資産であることから、地域住民に愛される空間をめざし、地域の方々と共に整備や維持管理に努めてきました。

また、都市公園の多くが整備後20年以上経過し、遊具や施設の老朽化が進んでいることから、公園再生プロジェクトとして既存の公園に新たな魅力を生み出す取組を進めています。

引き続き、維持管理に努めながら、誰もが楽しみ、憩える環境づくりを進める必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 公園の適切な維持管理

- ① 老朽化の進んだ施設について、計画的な修繕、改築等を行い、適切な維持管理に努めます。
- ② 市民や管理団体との協働による維持管理を推進するとともに、多様な活動を支援する運営を行い、公園が安全で楽しく、快適に利用できるように努めます。
- ③ 公園内の死角を無くすための改善や、犯罪等の抑止となる取組を推進し、誰もが安心して利用できるよう維持管理に努めます。

#### (2) 公園の整備と利活用

- ① 市民に身近で親しみのある公園の整備や公共空間の確保に努めます。
- ② 既存の公園の魅力向上に努めるとともに、イベント利用など地域の活性化につながる公園の利活用について研究します。

#### (3) 緑化の推進とみどりの保全

- ① 公共施設の緑化の推進や宅地開発の緑化を促進し、市内の良好な樹木・樹木の保存に努めるとともに、自然環境を身近に感じて憩える空間を整備し、市民の緑化

や保全の意識の高揚を図ります。

② 緑化活動をしている団体を支援し、緑化推進事業の充実に努めます。

#### (4) 水辺空間の充実

① 河川や水路等を活用し、市民が水辺に親しめる取組を行いながら、豊かな水辺空間の形成を図ります。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
住み心地をよいと感じた理由のうち、公園の整備がよいと回答した割合（市民意識調査）	%	65.8 (令和3年度)	70.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 公園や緑道の整備計画づくりへの参画に努めます。
- ◇ 公園利用のルールやマナーを守るとともに、他の利用者への配慮を心掛けます。
- ◇ 街区公園\*などの地域での維持管理に努めます。

### 5 関連する個別計画・方針など

- 吉川市都市計画マスタープラン（都市計画課）

## 第5節 暮らしを支える上水道の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

○ 安心・安全でおいしい水の安定した供給をめざします。

#### 1 現状と課題

水道施設に関しては、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、石綿管の布設替えや耐震化等の整備改善を進める必要がありますが、多額の事業費と多くの時間が必要となることから、計画的に取り組まなければなりません。

また、事業運営においては、持続可能な運営のため経営戦略である水道ビジョンを策定するとともに、事業に対する市民の理解を図るため、水道フェスティバル\*等を通じて市民への積極的な情報提供に努めているところです。

今後も、施設の老朽化や節水機器の普及、ライフスタイルの変化に伴う使用水量の減少など、厳しい経営環境が見込まれますが、安心・安全でおいしい水の安定供給のため、コスト改善に努める必要があります。

#### 2 施策の展開

##### (1) 水道施設の整備

- ① 水道ビジョンに基づき、石綿管の布設替えや施設の耐震化を進めます。
- ② 市街化調整区域における配水管未布設区域の解消を図ります。
- ③ 自己水源である深井戸\*の保全について検討します。

##### (2) 水の安定供給

- ① 県水の安定的な受水等により、渇水や災害時を含めた水需要に対する適切な水源水量の確保を図ります。
- ② 埼玉県企業局や近隣自治体等との応急給水体制や災害復旧対応の迅速化など、非常時対策の確立を図るとともに、施設の共有化について研究します。
- ③ 施設見学の開催や積極的な情報提供等により、水道事業に対する利用者の理解促進を図りながら、水道ビジョンに基づく持続可能な経営に努めます。

##### (3) 水質管理の充実

- ① 適正な水質検査を行うとともに、検査結果や評価等を踏まえた水質管理の徹底を図ります。

② 地下水の水質変化にも速やかに対応できるよう、水質管理に努めます。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
石綿管布設替えの進捗率	%	77.8 (令和2年度)	88.0 (令和8年度)
水の安定供給の取組に対する市民満足度 (市民意識調査)	%	87.8 (令和3年度)	90 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 水道事業への理解と協力を努めます。
- ◇ 敷地内の給水施設・設備の適切な維持管理や使用に努めます。

### 5 関連する個別計画・方針など

- 吉川市水道ビジョン（経営戦略）（水道課）
- 吉川市水道事業経営健全化計画（水道課）

## 第6節 災害に強い都市の整備

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 災害発生時に日常生活が続けられるまちをめざします。
- 大雨による河川の氾濫や浸水被害が発生しないまちをめざします。

### 1 現状と課題

既存建築物等においては、老朽化する戸建て住宅や道路に面するブロック塀等により、災害時における倒壊被害と避難路への影響が懸念され、今後は、マンション等の老朽化も増えていく見込みがあることから、既存施設の適正な維持管理と安全性の確保が課題となっています。

治水対策では、浸水被害の軽減に向けて市内の各雨水ポンプ場の維持管理に努めるなど対策を講じてきたところですが、近年のゲリラ豪雨のような激しい降雨が管路やポンプの能力を上回ることもあり、効果的な対策について検討する必要があります。また、ポンプ場施設では経年による老朽化が懸念されていることから、ポンプの交換や長寿命化を計画的に実施しなければなりません。

さらに、国の事業である中川河川改修と江戸川堤防強化対策、県の事業である大場川、第二大場川の河川改修において、事業の進捗が図られるよう、引き続き要望していきます。

また、国は、国土強靱化基本法の下、災害に対して強くしなやかに対応できるまちづくりを推進しています。本市においても、様々な災害について可能な限り想定し、ライフラインの確保などの都市基盤の整備を図る必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 建築物等の安全性の確保

- ① 建築物の耐震化について、所有者への情報提供と意識啓発に努めるとともに、耐震診断や耐震改修を希望する所有者を支援します。
- ② 老朽化する建築物やブロック塀等の安全化や適正な維持管理を促進します。

#### (2) 公共インフラ設備の耐震化の推進

- ① 災害時のライフラインの確保のため、市の公共インフラ設備の耐震化を推進します。

### (3) 河川の整備

- ① 一級河川の江戸川や中川、大場川等の改修事業の整備を促進します。
- ② 下流にあたる一級河川の整備状況を踏まえて、その上流にある準用河川の上第二大場川や西大場川の整備を推進します。

### (4) 雨水処理施設の整備

- ① 吉川美南駅東口周辺地区は、土地区画整理事業の計画に合わせた整備を推進します。
- ② 浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進します。
- ③ 開発に伴う雨水流出抑制施設\*として調整池等の整備促進を図ります。

### (5) 雨水処理施設管理の充実

- ① 雨水排水の管路や各雨水ポンプ場の維持管理に努めます。
- ② 共保・高久雨水ポンプ場をはじめ、各雨水ポンプ場について計画的な更新や長寿命化を推進します。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
住宅の耐震化率	%	91.0 (平成30年度)	95.0 (令和5年度)
河川整備の取組に対する市民満足度(市民意識調査)	%	52.4 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 倒壊の危険性のある住宅やブロック塀の安全化に努めます。
- ◇ 宅地内の貯留施設や雨水浸透ますの設置と適切な維持管理に努めます。
- ◇ 地域での道路側溝清掃に協力します。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市都市計画マスタープラン(都市計画課)
- 吉川市国土強靱化地域計画(危機管理課)
- 吉川市建築物耐震改修促進計画(都市計画課)
- 吉川市総合治水計画(河川下水道課)
- 中川流域関連吉川公共下水道事業計画(河川下水道課)

## 第7節 快適な道路環境の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

○ 誰もが安全で快適に通行できる道路環境をめざします。

#### 1 現状と課題

道路環境の維持・向上は、交通事故の防止はもとより、市民生活の利便性向上や市内産業の発展につながる重要な取組です。一方で、数多くの道路、橋りょう等を適切に管理しながら、新たな道路整備を進めるためには、様々な関係者の理解と協力に加え、多額の事業費や多くの時間が必要となります。

主要幹線道路や市内の各拠点を結びつける幹線道路の整備については、長年の課題であった吉川橋の架け替えを含む越谷吉川線の整備のように長い期間を要する事業となることから、長期的な視点により構想に位置付け、計画決定を受けたものから着実な事業の進展を図ることが重要です。

また、生活道路についても、多くの市民等から整備要望が寄せられているところですが、安全を最優先としながら、沿線の土地利用や交通状況、地域のバランス等を踏まえ、計画的に整備を進めなければなりません。

また、道路や橋りょう等の交通インフラについては、老朽化が懸念されることから、市民や企業等との協力の下、維持管理や点検に努めるとともに、長寿命化等の対策を着実かつ計画的に講じていく必要があります。

#### 2 施策の展開

##### (1) 幹線道路の整備

- ① 東埼玉道路の整備を促進します。
- ② 三郷流山線、三郷吉川線と浦和野田線の整備を促進します。
- ③ 越谷吉川線と越谷総合公園川藤線の整備を推進します。
- ④ 県道の交差点改良や歩道等の整備を促進します。
- ⑤ 三郷料金所スマートインターチェンジの機能拡張に伴い、周辺の交通状況の変化を見据えた道路整備を行います。
- ⑥ 混雑の緩和や利用者の利便性向上を図るため、吉川駅北口交通広場の改修を行います。
- ⑦ 構想段階の幹線道路の事業化に向けて、調査研究を進めます。

## (2) 生活道路の整備

- ① 誰もが安全に通行できるよう、生活道路の拡幅や舗装等の整備を計画的に推進します。
- ② 通学路を中心に交通安全対策を進めるとともに、歩道の新設や段差解消等に努めます。
- ③ 大場川の河川改修に伴い、橋りょうの架け換えを推進します。

## (3) 道路の維持管理の充実

- ① 除草や路面清掃、舗装・橋りょうの修繕など道路の維持管理の充実を図ります。
- ② 市民との協働による道路環境の美化に努めます。
- ③ 道路・橋りょうの長寿命化対策を推進します。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
道路整備の取組に対する市民満足度（市民意識調査）	%	51.5 (令和3年度)	60.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 道路環境の美化に努めます。
- ◇ 道路工事や測量、用地提供等に対する理解と協力を努めます。
- ◇ 道路の危険箇所を発見した場合は、市への連絡に努めます。

## 5 関連する個別計画・方針など

- 吉川市都市計画マスタープラン（都市計画課）
- 吉川市橋梁長寿命化修繕計画（道路公園課）

## 第8節 持続可能な公共交通の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 誰もが公共交通を利用し、行きたいときに行きたい場所へ快適に移動できる環境づくりをめざします。
- 持続可能な公共交通をめざします。

### 1 現状と課題

市民生活の変化やまちづくりの進展に伴い、市民の移動ニーズが多様化し、公共交通に対する様々な意見や要望が市に寄せられています。本市では、このような移動ニーズに応えるため、事業者と協議を重ねながら、特に採算性の低い市街化調整区域内を運行する路線バス事業者に対する補助金の交付や、路線バスの補完を目的とした交通利便性の比較的低い地域に住む高齢者に対するタクシー利用料金の助成など、公共交通の確保に努めています。

しかしながら、公共交通事業者を取り巻く状況は、設備上の問題や採算性、運転手の不足などの課題に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による外出抑制や在宅勤務の増加等に伴う利用者の減少に伴い、厳しい状況が続いています。

引き続き、持続可能な公共交通の充実を図るため、必要な事業者支援に取り組むとともに、移動ニーズや公共交通事業の現状に関して市民や交通事業者と情報共有を図りながら、市内公共交通の最適化や利用促進等の取組を検討する必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 市内公共交通の充実

- ① 市民や交通事業者と情報共有を図りながら、市内公共交通の最適化を図ります。
- ② 市内のバス路線の確保を図るため、路線バス事業者と協議しながら必要な支援を行います。
- ③ 路線バスの補完を目的として、交通利便性の比較的低い地域に住む高齢者に対して、タクシー利用料金を助成します。

#### (2) 都市間交通の充実

- ① 武蔵野線の運行本数の増発や最終電車を含めた運行時間の延長など、輸送力強化や利便性の向上を事業者に要望します。
- ② 路線バスによる近隣都市間との輸送手段の確保を図ります。

- ③ 高速バスによる広域移動の利便性の向上を図ります。
- ④ 高速鉄道東京8号線\*の延伸区間のうち、八潮－野田市間の整備の実現に向け、関係自治体と社会情勢を踏まえた調査を行いながら要望活動を行います。

### (3) 交通利便性の向上

- ① 鉄道車両、バス車両、駅舎やバス停留所等の利用環境の向上を促進します。
- ② 鉄道との乗り換えやバス路線相互の乗り継ぎを踏まえた運行ダイヤの編成など利便性の向上について、路線バス事業者と協議します。
- ③ わかりやすい情報提供と、渋滞緩和や環境負荷の軽減等の公共交通利用に係る啓発に努め、公共交通の利用促進を図ります。
- ④ 近隣市町と共に、新たなモビリティサービス\*に係る協議・研究を進めます。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
公共交通の取組に対する市民満足度（市民意識調査）	%	45.8 (令和2年度)	50.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 公共交通機関の積極的な利用に努めます。
- ◇ 交通事業者は、利用者ニーズを踏まえた必要かつ適切なサービスの向上に努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市都市計画マスタープラン（都市計画課）



## 第5章 パートナーシップによるまちづくり (パートナーシップ部門)

**私たちは、「多様性を認め合い、パートナーシップで共に創るまち」をめざします。**

性別、年齢、国籍、価値観などに関わらず、誰もが互いに多様性を認め、支え合い、尊重されるまちづくりをめざします。

市民、地域コミュニティ、NPO、企業や行政など、吉川市に関わる様々な人々が、対話と協力の中で共に創り上げる、パートナーシップによる開かれたまちづくりをめざします。

市民などとの協働のもとに、多様化・複雑化する市民ニーズや、社会経済情勢の変化を捉えながら、効果的かつ効率的な行政運営によるまちづくりをめざします。

- 第1節 平和で互いを認め合う人権尊重の社会づくり
- 第2節 コミュニティ活動と市民参画・協働の推進
- 第3節 市民と行政の情報共有
- 第4節 人に優しいDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進
- 第5節 都市間連携の充実
- 第6節 効果的・効率的な行政運営
- 第7節 持続可能な財政運営

# 第1節 平和で互いを認め合う人権尊重の社会づくり

関連する  
SDGs



## 【施策の目的】

- 戦争の悲惨さが理解され、争いのない平和な社会をめざします。
- 社会全体で不当な差別を許さない人権尊重社会をめざします。
- 多様性を認め合い、誰もが自分らしく生きる地域社会をめざします。

## 1 現状と課題

市民の平和意識については、平和都市宣言に基づく様々な平和関連事業を通じて高まりつつありますが、戦争を体験し、伝承する人が少なくなる中、様々な取組を通して、次世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを語り継ぐ必要があります。

人権問題については、正しい理解と認識が深まり、差別を許さないという意識が広がってきています。しかしながら、今なお、同和問題（部落差別）をはじめ、高齢者や子どもへの虐待や、配偶者等への暴力は後を絶ちません。さらに、国籍、障がい、性自認や性的指向\*などを理由とする差別や偏見が存在するほか、インターネットへの悪質な書き込みやヘイトスピーチ\*、新たな感染症に関わる差別等、様々な人権問題も存在しており、今後も継続した取組が必要になっています。

また、あらゆる「多様性」に対する理解は、人権問題の無い社会づくりのために不可欠な要素です。すべての方が多様性を認め合いながら自分らしく生きる社会の実現に向け、市民、地域、行政など地域社会が一丸となって取組を進めていく必要があります。

## 2 施策の展開

### (1) 平和意識の高揚

- ① 平和都市宣言に基づく平和関連事業を実施し、平和について考える機会を提供します。
- ② 講演会や体験講話会等により、戦争を知らない世代に伝承していきます。
- ③ 平和意識の教育・啓発に努めます。

### (2) 人権に関する理解の促進

- ① 同和問題（部落差別）\*をはじめとする様々な人権問題について、市民の正しい理解と認識を深める研修会、人権啓発パネル展、人権作文や啓発資料の配布等、様々な機会を通じた啓発活動を推進し、人権を尊重し合えるまちづくりに努めます。

す。

- ② 家庭、地域、学校、職場や余暇活動等のあらゆる場や機会において、人権教育・同和教育を受けられる環境づくりに努めます。

### (3) 市民相談の充実

- ① 市民の人権擁護・権利擁護のため、人権相談をはじめとする各種市民相談に取り組みます。
- ② 相談者が気軽に相談できるよう、オンライン相談など相談環境の配慮に努めます。

### (4) 多様性を認め合う社会づくりとジェンダー\*平等の推進

- ① 国籍、障がいの有無、性自認や性的指向などあらゆる多様性を認め合い、誰もがそれぞれの個性や能力を十分に発揮し、自らの意志によって社会の様々な分野に参画できるよう支援や啓発を行います。
- ② 性の多様性をはじめ、ジェンダー平等に関わる啓発や学校・家庭・地域における教育・情報発信を行います。
- ③ 配偶者等に対するあらゆる暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進し、相談体制の充実を図るとともに、被害者の保護や自立に向け、関係機関と連携して取り組みます。
- ④ 性別によって割り振られた固定的な役割分担意識から生じる負担の偏りを解消し、安心して暮らせる環境づくりを推進するため、性差や年代に応じた心と身体の健康と生活支援、切れ目のない子育て支援、共に支える介護支援、多様な視点に立った減災対策等に取り組みます。
- ⑤ 市民の価値観の多様化、社会情勢の変化に対応する豊かで活力ある持続可能な社会の実現を図るため、政治、経済等あらゆる分野において、政策・方針決定の過程への女性の参画促進やワーク・ライフ・バランスの推進等により、性別に関わらず誰もが職業生活において活躍できる環境づくりに取り組みます。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
差別や人権侵害がなく、人権が守られていると感じる市民の割合（市民意識調査）	%	79.4 (令和3年度)	85.0 (令和8年度)
男女が平等であると感じる市民の割合（市民意識調査）	%	64.9 (令和3年度)	75.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 平和に関する理解と、イベントや研修会等への参加に努めます。
- ◇ 人権に関する理解と、イベントや研修会等への参加に努めます。

- ◇ 誰もが家庭や職場、地域社会の活動等に対等に参画します。
- ◇ 配偶者等に対するあらゆる暴力を容認しない社会づくりに努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

---

- 吉川市平和都市宣言
- 吉川市人権施策推進指針（庶務課）
- 吉川市男女共同参画基本計画（市民参加推進課）

## 第2節 コミュニティ活動と市民参画・協働の推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 誰もが人とのつながりを持ち、相互に理解し関わりあう地域社会の実現をめざします。
- コミュニティ活動等の市民活動が活性化することをめざします。
- 外国人住民を含むすべての市民が暮らしやすい多文化共生社会をめざします。
- 市民や団体、地域、NPO、企業、行政等の多様な主体が、それぞれの資源や知恵を持ち寄り、まちづくりに参画できる環境と機会の充実をめざします。

### 1 現状と課題

地域コミュニティ活動への参加率は、近年、減少傾向にあります。その背景として、地域とのつながりを持つまでに時間を要する転入者の増加が要因となっていることが考えられます。また、地域コミュニティの活動内容やその必要性の認識が不足しているとともに、活動への参加意欲があっても参加する時間がない状況にある市民が多いことが推察できます。

また、地域においては、増加傾向にある外国人住民とのコミュニケーション不足による日常生活でのトラブル等の課題もあることから、引き続き、地域コミュニティ活動に対する理解の浸透を図りながら、市民と行政とによる勉強会等を通じて、多様な地域社会への関わり方を地域の方と一緒に考えていく必要があります。

市民参画と協働については、仕組みや取組に関する理解が浸透する中で、計画づくりから実際のサービス提供まで、市政運営の多くの場面で市民参画・協働のまちづくりが進んでいます。さらに、市民シンクタンク事業\*やみらいステップアップ事業\*により、市民が有する専門的知識や経験が市政に反映されるなど、多くの地域課題解決へとつながっています。

多様化、複雑化する地域課題の解決のためには、これまで以上に行政だけでなく、市民、地域、NPO、企業など多様な主体が、共に力を合わせまちづくりに取り組む必要があることから、今後も市民参画や協働を推進する必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 自治会活動の支援

- ① 自治会や自治連合会\*と協働し、自治会加入促進を強化します。
- ② 自治会活動に対する市民の理解促進のため、市民の意識啓発に努めます。

- ③ 自治会が行う様々な地域活動を支援します。
- ④ 活動拠点の整備等に係る支援と公共施設の有効活用を図ります。

## **(2) 地域による地域課題解決の推進**

- ① 自治会や有識者等との協働により、地域課題の解決に向けた地域による主体的な取組を推進します。

## **(3) コミュニティ活動・市民活動の支援**

- ① コミュニティ活動の活性化のため、関連情報を積極的に提供します。
- ② 市民活動サポートセンター\*を拠点として、市民活動を支援します。
- ③ 住民同士や団体同士が交流する機会をつくれます。
- ④ 地域や団体のリーダーとなる人材の発掘と育成を図ります。
- ⑤ ボランティア団体やNPO等の各団体間のネットワークづくりを支援します。
- ⑥ みらいステップアップ助成金等により、市民活動団体の公益的活動を支援します。

## **(4) 多文化共生の推進**

- ① 外国人住民などが理解しやすいよう、刊行物や公共施設内の多言語化等、必要な情報提供に努めるとともに、日本語・日本文化を理解する機会の充実を図ります。
- ② 吉川市国際友好協会等の市民団体と連携して、イベント等の事業を行うことにより外国人住民との交流を促進します。

## **(5) 市民参画の推進**

- ① 効果的な市民参画手続きや周知方法を研究し、実践します。
- ② 市民に対する情報提供を充実し、市民参画意識の高揚を図るとともに、市民参画手続きや市民の声等の広聴活動を通じて、市民とのコミュニケーションを高めま
- す。
- ③ 市民シンクタンク事業等により、市政についての提言をいただき、市政運営に反映します。

## **(6) 多様な主体との協働の推進**

- ① 市民や団体、地域、NPO、企業など多様な主体との情報共有や対話を行い、幅広い分野での協働事業を推進するとともに、新たな協働手法について研究します。
- ② 市民や企業等からの事業提案を受け入れる仕組みや、関係者同士のマッチングを促進できる仕組みづくりを検討します。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
協働事業件数	件	28 (令和元年度)	35 (令和8年度)
地域コミュニティ活動に参加した市民の割合(市民意識調査)	%	37.4 (令和2年度)	50.0 (令和8年度)
多文化共生の取組に対する市民満足度(市民意識調査)	%	64.5 (令和3年度)	65.0 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 自治会活動への理解や加入の必要性の認識を高め、地域活動への参加に努めます。
- ◇ 自治会、ボランティア団体、NPO等の市民活動団体は、団体間の交流に努めるとともに、地域住民の理解を深めるために自らの活動内容の情報発信に努めます。
- ◇ 国籍に関わらず住民として互いに認め合い、共に地域を支え合うことに努めます。
- ◇ まちづくりの主体として、自らの言動に責任を持ち、行政と共にまちづくりを進めることに努めます。
- ◇ 企業は、地域課題の解決や市民満足度の向上へ寄与するビジネスの創出に努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- 市民と行政との協働に関する基本指針(市民参加推進課)

## 第3節 市民と行政の情報共有

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 市民に的確な情報を伝えることで、市政への理解と関心が高まることをめざします。
- 市民が本市の情報を必要なときに入手できることをめざします。
- 本市の保有している個人情報をもとに本人の権利や利益を損なうことのないよう適正に管理します。

### 1 現状と課題

情報化社会・デジタル社会の進展により社会全体の情報量が肥大化する中で、情報の発信や入手に係る手法やツールが大きく変化しています。本市の状況を見ても、ホームページへのアクセス数や広報よしかわ電子版の配信登録者数が増えていることから、市民ニーズを的確にとらえた情報発信の手段を用いる必要があります。引き続き、情報発信に対する職員の意識向上や、広報よしかわの内容の充実に努めるとともに、既存の情報ツールに加え新たな情報発信ツールを活用し、複合的に情報を発信していく必要があります。

情報公開・個人情報保護制度においては、情報公開請求等件数も増加傾向にあり、市民への制度の浸透が見られることから、制度に関する職員の理解の徹底を図るとともに、引き続き広報よしかわや市ホームページ等により広く市民に周知していきます。

マイナンバーカードの普及等に伴い、多くの市民が個人情報保護に関心を寄せていることから、これまで以上に社会全体での情報管理の徹底と情報公開・個人情報保護制度の適正な運用が求められています。

### 2 施策の展開

#### (1) 積極的な情報の提供

- ① 各種事業の進捗状況や行政課題等の情報を積極的に提供します。
- ② 市政情報等を積極的に提供することにより市政の透明性を確保し、市政に対する信頼と関心を高めます。

#### (2) 広報の充実

- ① 広報よしかわ、市ホームページやSNS等の様々な手段を活用し、市政情報等を正確に伝えます。
- ② 様々な方に読んでいただけるよう、広報紙の配置場所やポスティング等の配布方

法についての検討を行います。

- ③ 利用者の目線に立った情報発信やウェブアクセシビリティ\*の向上に努めます。
- ④ 報道機関等への積極的な情報発信に努めます。

### (3) 情報公開制度・個人情報保護制度の適正な運用

- ① 市民からの請求に応じ、公文書等を適正に公開します。
- ② 本市が保有する個人情報を本人の請求に応じて開示します。
- ③ 法令等に基づき個人情報の収集や管理、利用を行い、市民のプライバシーを保護します。
- ④ 市ホームページ、広報紙等を通じて積極的に情報公開制度・個人情報保護制度を周知します。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
ホームページアクセス数	回	11,906,214 (令和2年度)	12,150,000 (令和8年度)
広報よしかわを読んでいる市民の割合 (市民意識調査)	%	80.0 (令和3年度)	90.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 市政に対する理解と関心を高め、積極的に意見・要望等を発信します。
- ◇ 本市が保有する公文書の情報公開請求や個人情報の開示請求によって、市政運営や個人情報の管理等が適正に行われているかを確認することに努めます。

## 第4節 人に優しいDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 行政のデジタル化を推進し、市民の利便性の向上と行政の効率化をめざします。
- 誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化社会をめざします。

### 1 現状と課題

これまで、情報化社会は急速な発展を遂げてきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により、今後社会全体のDX\*が求められています。

行政運営における情報機器の適正な管理運用については、必要に応じた情報システムの更新、改修を実施してきましたが、今後は新たな生活様式等を見据え、マイナンバーカードの普及や行政手続きのオンライン化等により、住民の利便性を向上させるとともに、AI\*やRPA\*等の技術の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。

また、市民生活においてもキャッシュレス化やオンライン通販等の普及が加速していることから、デジタルデバイド\*等を考慮しながら、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化社会をめざす必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 市民生活におけるデジタル化の支援

- ① デジタルデバイド\*が生じないように、スマートフォン教室の開催など子どもから高齢者まで市民に分かりやすい啓発や支援を行います。
- ② 市民活動や地域活動におけるデジタル化に必要な支援を検討します。

#### (2) 行政のデジタル化の推進

- ① 費用対効果や効率化の視点に加え、正確性、迅速性、継続性等のICTのメリットを最大限に活かすためのデジタル化を推進します。
- ② 全ての市民がマイナンバーカードを取得できるよう、普及促進に努めます。
- ③ 窓口に出向かなくても行政手続きができる、証明書等のコンビニ交付や電子申請の推進を加速します。
- ④ 全国的な自治体業務の標準化\*の動向を踏まえながら、AIやRPA等の技術の導入を検討します。
- ⑤ 情報漏洩事故の防止や災害時の情報システムの継続性の確保などに必要なセキュ

リティ対策を実施し、継続的な点検を行いながら対策の強化を図ります。

⑥ 情報機器や新たな技術を効率よく活用するために職員の研修を行います。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
自治体DX推進計画対象の行政手続のオンライン化業務数	件	0 (令和2年度)	27 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ マイナンバー制度の内容を理解し、カードの取得と活用に努めます。
- ◇ 行政手続きにICTを活用するよう努めます。
- ◇ デジタル・リテラシー（情報技術活用のスキル）の向上に努めます。

### 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画（仮）（庶務課）

## 第5節 都市間連携の充実

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 異なる都市や地域の文化や暮らし等に触れることで、郷土への愛着が高まるとともに、人と人との交流が深まることをめざします。
- 様々な都市との連携により、地域課題の効果的な解決と市民サービスの向上をめざします。

### 1 現状と課題

異なる都市や地域の文化や暮らしに触れ合い、理解することは、郷土への愛着心の向上につながるとともに、学びと成長につながる大切な実体験となります。

このような考えの下、本市では、友好姉妹都市米国オレゴン州レイクオスエゴ市や友好提携を結ぶ岩手県一関市室根町、また、なまずの文化振興の取組などを通じた都市との交流を行ってきました。引き続き、これらの都市を含め、様々なつながりの中で人づくりや地域の活性化に資する交流を図っていく必要があります。

また、吉川市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、松伏町の近隣5市1町で構成する埼玉県東南部都市連絡調整会議による公共施設の相互利用等をはじめ、吉川市、越谷市、松伏町の2市1町による斎場の運営等の広域連携に取り組んでいます。このような広域連携による行政運営だけでなく、共通の地域課題を抱える都市や同様の地域活性化をめざす都市等との連携は、効果的な地域課題の解決や市民サービスの向上につながる取組であることから、機会を捉えて連携に取り組んでいかなければなりません。

### 2 施策の展開

#### (1) 国際交流の充実

- ① 友好姉妹都市米国オレゴン州レイクオスエゴ市との交流事業を推進するとともに、新たな都市との国際交流の可能性について研究します。
- ② 吉川市国際友好協会など市民が主体となった国際交流活動の支援を行うとともに、国際交流を担う人材の発掘に努めます。

#### (2) 国内交流の充実

- ① 友好提携を結ぶ岩手県一関市室根町をはじめ、本市と結びつきのある都市との様々な交流事業を推進します。
- ② 交流活動団体の活動や市民が主体となった様々な地域との交流を支援します。

### (3) 広域連携の充実

- ① 近隣市町と広域的な行政課題の調査研究を進めるとともに、効率的で効果的な行政サービスのための広域連携を進めます。
- ② 様々な交流をきっかけに、共通の地域課題を抱える都市や同様の地域活性化をめざす都市等との連携に積極的に取り組みます。

### 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
青少年親善訪問団派遣事業参加人数	人	20 (令和元年度)	20 (令和8年度)
国内交流事業の交流人数	人	121 (令和元年度)	130 (令和8年度)

### 4 みんなでできること

- ◇ 交流事業への参加等を通じて、他の国や地域の文化に触れ、様々な交流に努めます。

## 第6節 効果的・効率的な行政運営

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 行政サービスの安定的な提供と継続的な改善をめざします。
- 基礎自治体としての自己決定、自己責任により、地域課題を解決することをめざします。
- 社会情勢等により変化する行政需要に迅速かつ的確に対応できる組織をめざします。
- 優れた人材の確保とともに、職員研修の充実により職員の能力の向上をめざします。

### 1 現状と課題

多様化する市民ニーズや本市を取り巻く新たな行政課題に柔軟かつ迅速に対応し、基本構想に掲げる将来都市像を実現するためには、より一層の効果的・効率的な行政運営が求められます。そのためには、行政サービスの不断の見直しを進めながら、市民満足度の向上につながる新たな手法や考え方を積極的に取り入れることが必要です。

また、地方分権の流れの中で、地方創生をはじめ、今般の新型コロナウイルス感染症対応等の新たな行政課題の解決には、基礎自治体としての自己判断、自己責任の下、迅速かつ柔軟な対応が求められます。

このような地方行政を取り巻く状況の中で、行政運営を担う人材の確保・育成が重要であり、変化する行政需要に対応できる組織の見直しや、資質や能力の向上のため職員の研修を実施していく必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 行政運営マネジメントの推進

- ① 行政評価制度\*を活用することにより、計画の進行管理を行うとともに、的確な目標設定、施策と事務事業の連動を図ります。
- ② 施策評価や事務事業評価を活用し、行政資源の効果的・効率的な配分に努めます。
- ③ ISO9001\*に基づく品質マネジメントシステムによる継続的改善を進めます。
- ④ 行政運営に係る計画・方針等について、市民や地域、企業等との情報共有を図ります。
- ⑤ 入札・契約、会計等の財務会計事務について、市民の信頼に応える適正な事務執行を徹底します。

## (2) 行財政改革の推進

- ① 行財政改革大綱に基づき、新たな発想やチャレンジを取り入れながら行財政改革に取り組みます。
- ② 全ての業務において、「経営的視点」「市民視点」「持続可能性視点（SDGs視点）」の3つの視点での点検・確認を行い、必要な改革に努めます。

## (3) 地方分権の推進

- ① 地方創生や新たな行政課題について、最も身近な基礎自治体として自己決定、自己責任の下、地域課題の解決に取り組みます。
- ② 幅広い市民サービスを提供するため、国や県からの権限移譲について必要性和効果を研究します。

## (4) 組織体制の整備

- ① 変化する行政需要に的確に対応するため適宜組織を見直します。
- ② 定員適正化計画に基づき、適正な定員管理に努めます。

## (5) 人事管理の充実

- ① 様々な人材確保手法を活用し、専門性を持った人材や既存の枠にとらわれない新たな発想ができる人材を確保します。
- ② 人事評価制度等を活用することにより、職員の能力や適性の把握に努めます。
- ③ 変化する行政需要に的確に対応するため、必要とされる能力を把握し、職員研修を充実させるとともに、自己啓発を支援します。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
事務事業評価の達成度	%	80.2 (令和元年度)	83.0 (令和8年度)
市民サービスへの取組に対する市民満足度(市民意識調査)	%	73.3 (令和3年度)	80.0 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 本市の施策に対する関心を高め、まちづくりの想いを共有することに努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市まち・ひと・しごと創生総合戦略(政策室)
- よしかわ行財政改革大綱(政策室)
- 吉川市SDGs推進方針(政策室)

- 吉川市定員適正化計画（政策室）
- 吉川市人材育成基本方針（政策室）

## 第7節 持続可能な財政運営

関連する  
SDGs



### 【施策の目的】

- 計画的な行政運営を推進するために必要な財源が確保できるよう、継続的かつ安定的な財政運営をめざします。
- 行政サービスの提供に必要となる公有財産の効果的・効率的で適正な管理をめざします。

### 1 現状と課題

持続可能な財政運営の推進にあたっては、国や県の補助金や交付税措置のある地方債の活用等、有効な制度の活用を図ってきたことで、財政状況は概ね健全な状態を保っています。また、市税の収納率についても、市民の方の理解の下、適正な課税と公平な徴収に積極的に取り組んだ結果、高い水準となっています。

しかしながら、全国でも数少ない人口増加を続ける都市として、学校施設や庁舎の整備、吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業の推進といった大きな財政出動を伴う事業を進めてきたこともあり、市債残高\*の累増については財政運営上の課題となっています。持続可能な財政運営を推進するため、引き続き、財源となる様々な制度を積極的に活用するとともに、公債費比率や市債残高の推移を注視していかなければなりません。

公共施設やインフラの維持・管理については、膨大な費用の確保等が必要であり、全国的な課題となっています。今後は、総合的かつ効率的に管理・運用するために策定した公共施設等総合管理計画や個別施設の長寿命化計画に基づき、計画的な管理を進めるとともに、全ての公有財産の適正な管理に努めていく必要があります。

### 2 施策の展開

#### (1) 計画的な財政運営

- ① 実施計画により年度ごとの財源配分を設定し、計画的な財政運営を行います。
- ② 償還計画\*を踏まえ、市債の計画的な活用や償還を行います。
- ③ 本市の予算・決算、公有財産の状況に関して、わかりやすい情報提供に努めます。

#### (2) 財源の確保

- ① 事務事業評価等を活用しながら、費用対効果の点検や適正化を図り、財源の確保に努めます。

- ② 必要に応じて使用料・手数料の見直しを行い、負担の適正化を図ります。
- ③ 適正かつ公平な賦課徴収に努めます。
- ④ 税や受益者負担\*について、市民や事業者の理解が深まるよう、わかりやすい情報提供や啓発を行います。
- ⑤ 税外債権\*を含め、効率的な公金徴収業務に努めます。

### (3) 公有財産マネジメントの推進

- ① 公共施設、インフラの維持管理、長寿命化、更新等に関するトータルマネジメントを推進します。
- ② 公有財産管理に係る業務委託契約の一元化を推進します。
- ③ 旧庁舎跡地をはじめとする普通財産については、有効活用や売却等の処分を行います。

## 3 施策成果指標

指標名	単位	現状値 (年度)	目標値 (年度)
実質公債費比率*	%	7.5 (令和2年度)	10.0以下 (令和8年度)
市税の収納率(現年分)	%	99.3 (令和2年度)	99.4 (令和8年度)

## 4 みんなでできること

- ◇ 本市の財政状況や公有財産等への理解に努めます。
- ◇ 税や受益者負担に対する理解に努めます。

## 5 関連する個別計画・方針等

- 吉川市公共施設等総合管理計画(財政課)
- 吉川市公共施設長寿命化計画(財政課)

# 重点テーマ

将来都市像の「幸せつながる みんなのまち よしかわ」の実現に向けて、「幸福実感を高める」「共に生き、共に創る」「誇れるまちを未来へ」というまちづくりの基本理念の下、市民ニーズ等に基づく重要性や必要性を踏まえるとともに、人口減少、SDGs、ポストコロナなどの社会潮流を見据えながら、各施策を展開する中で、前期基本計画期間内で積極的かつ分野横断的に推進すべき取組を「重点テーマ」として位置付け、将来都市像の実現をより一層推進します。

## 重点テーマ1 命を守る

関連する  
SDGs



本市の地勢から特に発生リスクが高い水害や首都直下地震等の大規模災害などに備え、強靱な都市整備の推進を図るとともに、感染症による健康被害等に対しても迅速かつ的確な対応が図れる体制の充実を推進します。

また、地域における自助・共助が発揮される防災・減災力を高める取組を推進し、様々な災害リスクに対する対応力の強化を図ります。

### ○ 主な施策

#### 3-1 みんなで備える防災・減災の推進

地域の特性に応じたテーマ型の訓練である減災プロジェクト等を通じ、災害に対する危機意識の向上を図るとともに、自主防災組織の結成・育成・訓練を支援し、地域における減災活動や避難所運営の理解や活動を促進します。

本市において発生の可能性が想定される災害や新たな感染症等から市民の生命、身体、財産を守るため、平常時から様々な関係機関と連携し、体制の充実を図ります。

#### 4-6 災害に強い都市の整備

中川河川改修と江戸川堤防強化対策、大場川、第二大場川の河川改修の促進を図るとともに、浸水被害が発生する区域の総合治水計画や下水道事業計画を見直し、地域の状況に合わせた効果的な整備を推進します。

また、建築物の耐震化への支援や老朽化する建築物等の適正な維持管理の促進に努めるとともに、災害時のライフラインの確保のため、市の公共インフラ設備の耐震化を推進します。

#### 2-6 生涯を通じた健康づくりの推進

市民が生涯にわたり、心身ともに健康でいきいきと生活できるよう、生活習慣病予防の推進をはじめとする様々な施策を展開する中で、特に新型コロナウイルスや新型インフルエンザなど新たな感染症に対して、市民の命を最優先とした迅速で柔軟な対策に対応が可能となるよう取り組むとともに、正しい知識や情報の普及啓発を行います。

## 重点テーマ2 子どもの笑顔を未来につなぐ

関連する  
SDGs



子育て支援に対するニーズが多様化する中で、子どもを安心して生み育てられ、また、子ども達が希望を持って健やかに成長できるよう、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援や配慮が必要な子どもやその家庭に対するきめ細かな対応に取り組むとともに、地域全体で子育て家庭を支える意識の醸成や体制づくりを推進します。

また、学力・体力の向上を図るとともに、「自制心、やり抜く力、協調性」などの数値や点数では表せない「非認知能力」の向上をめざす特色ある教育の充実に取り組みます。さらに、様々な困難を抱える義務教育終了後の若者に対する相談、支援体制の構築を図ります。

### ○主な施策

#### 1-1 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

子ども家庭総合支援拠点を設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を担う子育て世代包括支援センターと連携しながら、専門的な相談対応や訪問等による継続的な支援を一体的に取り組みます。

児童扶養手当の支給やひとり親家庭等医療費支給制度等の経済的な支援、母子・父子自立支援員による相談対応や交流機会の創出等の事業により、ひとり親家庭等に対する支援を推進します。

関係機関とのネットワークの構築に努めながら、悩みを抱える若者の相談窓口や居場所のあり方の検討を進めます。

#### 1-2 安心して子育てできる環境の充実

地域、企業、関係機関、子育て支援団体等との連携強化を図り、地域で子育てを支える体制づくりを進めます。

家事・子育て・介護等にあたり、家庭生活と職業生活、地域活動の両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた情報提供等の周知啓発を行います。

地域の中で子どもの貧困を見逃さず、子どもやその家庭の孤立を防ぎ、相談や支援につなぐことができるよう、子どもの貧困対策を推進します。

将来の保育需要を見据えながら、待機児童解消に向けた計画的な幼児教育と保育事業の確保・提供を進めるとともに、教育・保育の質の向上を図ります。

#### 1-4 未来を切り拓く力を培う学校教育の充実

「学力向上」、「体力向上」、「非認知能力の育成」を重視した学校教育の充実を図り、児童生徒が自ら未来を生き抜く力を身に付ける取組を推進します。

ICTの利活用により個別最適化された学習を推進することで、児童生徒の主体的で対話的な深い学びの実現を図ります。また、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）により、地域全体で特色ある学校づくりを進めます。

## 重点テーマ3 誰もが輝くまちをみんなで創る

関連する  
SDGs



私たち一人ひとりに、それぞれの生き方や価値観がある中で、誰もが自らの力を発揮できるよう、互いに多様性を認め、尊重し合う社会の実現に向けた取組を進めます。

さらに、地域のつながりと支え合いのもと、様々な主体の協働によるパートナーシップのまちづくりを推進します。

### ○主な施策

#### 5-1 平和で互いを認め合う人権尊重の社会づくり

年齢、国籍、価値観のほか、性自認や性的指向、障がいなど、一人ひとりが持つ多様性への理解を深めるための啓発や教育を推進するとともに、誰もが尊重され、自らの意思により様々な分野に参画できるよう、多様な視点から各施策を展開します。

女性、子ども、障がいのある方や外国籍の方など、社会的に弱い立場に置かれがちな方の人権を守るため、組織横断的な支援を行います。

#### 2-1 共に支え合う地域福祉の推進

##### 1-2 安心して子育てできる環境の充実

##### 2-2 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

##### 2-3 互いに尊重し合う障がい福祉の推進

住み慣れた地域で共に支え合いながら、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、地域の支え合いの意識の醸成を推進するとともに、関係機関等との連携の下、複雑化・複合化する生活課題に対応できる包括的な支援体制などの充実に取り組みます。

#### 5-2 コミュニティ活動と市民参画・協働の推進

自治会活動に対する市民の理解促進を図りながら、その活動を支援するとともに、自治会や有識者等と協働し、地域による主体的な地域課題の解決に向けた取組を進めます。

多様な主体が地域で活躍するよう、自治会活動を含めたコミュニティ活動や主体的な市民活動を支援するとともに、多文化共生を推進します。

パートナーシップによるまちづくりを推進するため、市民との情報共有により市民参画意識の高揚につなげるとともに、市民や団体、地域、NPO、企業など多様な主体との情報交換や対話を行い、幅広い分野での協働事業を推進します。

## 重点テーマ4 価値を高め、次世代に継承する

関連する  
SDGs



これまで築き上げられてきた歴史や文化、まちの特色を大切に磨き、また、本市の特徴である豊かな自然環境を保全しながら、農業・商業・工業の連携等による持続可能な産業の振興や調和のとれた魅力ある都市づくりなど、まちの価値を高める取組を進め、誇れるまちを次世代につなげていきます。

### ○ 主な施策

#### 1-7 文化芸術でつながるまちづくり

郷土の歴史や文化の啓発、伝承を通して市民の愛着心や郷土愛を育むとともに、文化芸術を活用した分野横断的な取組を進めます。

文化芸術活動の拠点となる新たな施設の整備を検討するとともに、既存の施設の維持充実を図ります。

#### 4-1 環境にやさしいまちづくり

市民や事業者と力を合わせ、再生可能エネルギーの普及促進と省エネルギー化の推進を図るとともに、埼玉県東南部地域5市1町による連携の下、脱炭素社会の構築に向けた広域的な取組を推進します。

自然環境の保全や資源循環型社会の推進に取り組むとともに、持続可能な社会づくりの担い手を育む環境学習を実施します。

#### 3-5 魅力ある農業の振興

#### 3-6 賑わいある商業の振興

#### 3-7 活力ある工業の振興

各産業分野において、生産性の向上や商品の開発などの積極的な経営改善の取組に対し、引き続き支援します。

また、農商工連携による6次産業化や農福連携など、次世代につながる新たな取組をはじめ、事業者同士や異業種との連携による取組などに対する支援を通し、地域経済の活性化や新たな価値の創造を促進します。

#### 4-3 調和のとれた都市づくりの推進

都市計画マスタープランに基づき、秩序ある土地利用の誘導や地域の特色を活かした都市拠点の形成など、安全で良好な住環境の形成を図るとともに、本市の歴史風土と地域の特色を活かした魅力的な景観の保全と形成に努め、市民にやさしい魅力ある都市づくりを推進します。

吉川美南駅東口周辺地区において、「笑顔と緑あふれるみんなの庭」をコンセプトとした土地区画整理事業を推進します。



# 前期基本計画（原案）各施策とのSDGs関連表

	①貧困 	②飢餓 	③健康・福祉 	④教育 	⑤ジェンダー 
<b>第1章 人を育むまちづくり（こども・学び部門）</b>					
第1節 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実	●	●	●	●	●
第2節 安心して子育てできる環境の充実	●	●	●	●	●
第3節 家庭と地域の教育力の向上				●	
第4節 未来を切り拓く力を培う学校教育の充実	●	●	●	●	●
第5節 青少年健全育成の充実	●		●	●	●
第6節 生涯学べる環境づくり				●	
第7節 文化芸術でつながるまちづくり				●	
<b>第2章 支え合う健やかなまちづくり（健康・福祉部門）</b>					
第1節 共に支え合う地域福祉の推進	●		●	●	
第2節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進			●		
第3節 互いに尊重し合う障がい福祉の推進			●		
第4節 市民に寄り添う自立支援と社会保障	●	●	●	●	
第5節 地域医療体制の充実			●		
第6節 生涯を通じた健康づくりの推進		●	●		
第7節 スポーツでつながるまちづくり			●		
<b>第3章 安心と賑わいのまちづくり（生活・産業部門）</b>					
第1節 みんなで備える防災・減災の推進	●				
第2節 みんなで守る防犯と交通安全の推進			●		
第3節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化					
第4節 消費者の安全・安心の確保	●				
第5節 魅力ある農業の振興		●			
第6節 賑わいある商業の振興					
第7節 活力ある工業の振興					
第8節 誰もが働きやすい環境づくり					●
第9節 シティプロモーションの推進					
<b>第4章 快適で持続可能なまちづくり（都市・環境部門）</b>					
第1節 環境にやさしいまちづくり				●	
第2節 健全な水環境の保全					
第3節 調和のとれた都市づくりの推進					
第4節 安らぎと潤いのあるみどりと公園の整備			●		
第5節 暮らしを支える上水道の充実					
第6節 災害に強い都市の整備					
第7節 快適な道路環境の充実					
第8節 持続可能な公共交通の充実					
<b>第5章 パートナーシップによるまちづくり（パートナーシップ部門）</b>					
第1節 平和で互いを認め合う人権尊重の社会づくり				●	●
第2節 コミュニティ活動と市民参画・協働の推進					
第3節 市民と行政の情報共有					
第4節 人に優しいDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進					
第5節 都市間連携の充実				●	
第6節 効果的・効率的な行政運営					
第7節 持続可能な財政運営					





# 用語解説

## 第1章 人を育むまちづくり（こども・学び部門）

### 第1節 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

#### 利用者支援員

子どもや保護者、妊娠中の方の相談に個別に対応し、安心して子育てができる環境を構築するため、保育や子育てなどの個別ニーズに基づいた情報の提供、相談、施設や各種サービスの利用支援等を行う専門員のこと。

#### 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見と適切な保護、また要保護児童とその家族への適切な支援を図ることを目的とし、そのために必要な情報の交換や協議・連絡調整を行う関係機関によるネットワークのこと。要保護児童は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であり、虐待を受けた子どもに限らず、非行児童なども含まれる。

#### 地域若者サポートステーション

働くことに悩みを抱えている若者に対し、相談、コミュニケーション訓練、企業への就労体験など、就労に向けた支援を行う機関のこと。15歳から49歳までを対象に、厚生労働省が全国の若者支援の実績やノウハウがあるNPO、株式会社などへの委託により実施しており、全ての都道府県に設置している。

### 第2節 安心して子育てできる環境の充実

#### ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和がとれた状態のこと。誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方・働き方を選択、実現できることが求められている。

#### ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい方（利用会員）と育児の援助を行う方（協力会員）がファミリー・サポート・センターを橋渡しに会員登録し、協力会員が利用会員に対して様々な子育ての手助けを有償で行う地域の助け合い制度のこと。

### 病児・病後児保育事業

子どもが病中または病気の回復期にあり、医療機関による入院加療の必要はないが、安静を要するため、普段通っている保育施設等に通所できないときに、市が委託する施設で子どもを一時的に預かること。

### 緊急サポート事業

市で委託する緊急サポートセンターにより、ファミリー・サポート・センターでは対応できない時間や急な発熱時等の子どもの預かりを希望する利用会員と子どもの預かりを行うサポート会員との間で行う相互援助活動のコーディネートを行う事業のこと。

### 幼稚園類似施設

幼児教育無償化の対象とはならないが、地域や保護者のニーズに応じて教育活動を行っている幼児施設のこと。

### 放課後子ども教室

放課後等に子どもたちの安全・安心な居場所となる活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施すること。地域や学校が連携し、次世代を担う子どもたちの社会性、自立性、創造性等の豊かな人間性を養い、健全育成を支援することを目的としている。

### 地域寺子屋事業

夏休みなどの長期休暇や土日祝日の子どもたちの遊びや勉強の場として地域の自治会館や集会所を開放し、地域の方たちが中心となって見守りを行う事業のこと。安全で安心な子どもの居場所をつくとともに、地域の活性化を図り、絆を深めることを目的としている。

## 第4節 未来を切り拓く力を培う学校教育の充実

---

### 非認知能力

自制心、やりぬく力、協調性など、数値化できない、生きる土台となる力のこと。

### Society5.0(ソサエティごーてんぜろ)

狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会のこと。仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する日本がめざすべき未来社会の姿として提唱されている。

## G I G Aスクール構想（ギガスクールこうそう）

これまでの教育実践と最先端の ICT のそれぞれの良さを組み合わせて、活用することにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すことを目的とする構想のこと。1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育 ICT 環境をめざす。

## 小中一貫教育

小中学校9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育をめざす教育のこと。いわゆる「中1ギャップ」だけではなく、「小中ギャップ」として捉え、スムーズな小中学校の接続をはじめ、義務教育9年間全体での取組の充実を図ることなどを目的としている。

## 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく制度で、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」づくりのための仕組みのこと。

## 同和教育

日本社会の歴史的発展の過程で形作られた身分階層構造に基づく差別である部落差別を解消するための教育のこと。

## I C T環境（アイシーティーかんきょう）

コンピューター関連機器の活用とインターネットの利用が可能な環境のこと。教育現場では、それらを授業に取り入れて活用できる環境のこと。ICT は、Information and Communication Technology の略称で、コンピューターやインターネットなどの情報や通信にかかる技術の総称。

## 第5節 青少年健全育成の充実

---

### アウトリーチ事業

直訳は「手を伸ばす」こと。福祉分野などで、支援が必要にもかかわらず届いていない人に対して、積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけること。

### さわやか相談員

各中学校に配置している、子どもの学校生活や家庭生活における相談員のこと。生徒や保護者が安心して気軽に相談できる体制として、月曜日から金曜日の週5日配置されており、悩みに対して一緒に考え、問題の解消の手助けとなるよう取り組んでいる。

### あおぞら相談員

各小学校に配置している、子どもの学校生活や家庭生活における相談員のこと。週2日配置され、児童の身近な相談相手として、教職員とは違った立場から、話を聴き、不安の解消に努めている。

### 教育相談員

少年センターで不登校などの子どもの教育に関する相談を受ける相談員のこと。

### 環境浄化活動

青少年を有害な情報や環境から守るための、有害図書を取り締まりや違反屋外広告物の撤去、美化活動などの取組のこと。

### フィルタリングサービス

インターネット利用者を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全に利用するため、通信事業者や携帯電話事業者等が提供しているサービスのこと。

### 未来を生きる力

礼儀正しさや約束・決まり事を守るなど、規律ある生活習慣を身に付け、目的・目標に向かって、あきらめず継続的に努力できること。吉川市市民意識調査において定義している。

## 第6節 生涯学べる環境づくり

---

### まちづくり出前講座

市民講師、市民団体、公共機関や行政職員等が、利用希望者と日程や場所を調整し、開催する講座のこと。講師料は無料で、市教育委員会生涯学習課に申し込む。

### よしかわ市民講座

生涯学習を目的として、社会問題や市の課題をテーマに市民による実行委員会が企画、開催する講座のこと。

### 生涯学習人材バンク

生涯学習に関する豊富な経験や資格をお持ちの個人の方または団体の人材情報を登録し、情報提供することで、市民の方が生涯学習を始める支援をする制度のこと。

### 社会教育関係団体

文化芸術、生涯学習などの社会教育に関する活動をする団体のこと。

## 第2章 支え合う健やかなまちづくり（健康・福祉部門）

### 第1節 共に支え合う地域福祉の推進

#### ダブルケア

1人の人や1つの世帯が介護と育児を同時に行うなど、複数のケアを同時期に担う状況に直面すること。

#### 8050問題（はちまるごーまるもんだい）

高齢の親と同居する無職やひきこもり状態の中高年の子どもが抱える生活課題のこと。一般的に80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによるものが想定される。

#### ヤングケアラー

一般的に本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。障がいまたは疾病等により援助を必要とする親族、その他の身近な人に対して、介護、看護、日常生活上の世話などを行う。

#### フードパントリー

一般的にひとり親や生活困窮者などの食の支援を必要とする方が、無料で食品を受け取ることができる場所や、その支援活動のこと。

#### 民生委員・児童委員

それぞれの地域において、住民の立場に立って相談に応じるとともに、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方のこと。また、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねる。県知事により推薦され、非常勤特別職の公務員として厚生労働大臣から委嘱される。

#### 地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

#### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる方のこと。

## 第2節 いきいき暮らせる高齢者福祉の推進

---

### フレイル

加齢に伴い心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、健康障がいなどを招くおそれの高い状態、心身の脆弱性が出現した状態のこと。

### 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

### 地域サロン事業

人との会話や外出する機会の少ない高齢者、障がいのある方、子育て中の方などが、ボランティアで参加する地域住民と一緒に活動内容を話し合い、交流すること。地域を拠点に、市民が主体となって企画、運営される。

### 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的に、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けた調整等の役割を果たす方のこと。

### 健康づくり・介護予防リーダー

各地域で介護予防事業を行う際にリーダーとなる方のこと。市が開催する講習会を受講した方を健康づくり・介護予防リーダーと称する。

### ウォーキングリーダー

率先してウォーキングに取り組み、ウォーキングを通じて地域の健康づくりを広める方のこと。ウォーキングに関する基礎知識の習得や指導方法の講習を受け、市が認定している。

### キャラバン・メイト

ボランティアの立場で認知症サポーター養成講座を企画・開催するとともに講師役を務める方のこと。全国キャラバン・メイト連絡協議会が地方自治体等と共催で開催する講座を受講した方をキャラバン・メイトと称する。

### 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が十分ではない方の財産の管理や生活に関する事務について保護や支援を行うための制度のこと。

## なまらん体操

吉川市民（子どもから高齢者まで）の健康づくりのために、埼玉県立大学と連携し、独自に開発された体操のこと。吉川市のイメージキャラクター「なまりん」と“なまらない”という思いをかけて「なまらん体操」と名付けられている。

## 認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を自分のできる範囲で暖かく見守り支えていくボランティアのこと。キャラバン・メイトと市が協働して開催する認知症サポーター養成講座を受講した方を認知症サポーターと称する。

### （認知症）キッズサポーター

小学生を対象とした認知症サポーター養成講座を受講した児童のこと。

---

## 第3節 互いに尊重し合う障がい福祉の推進

### グループホーム

障がいのある方が相談や日常生活上の支援を受けながら、共同生活を送ることができる住居のこと。

### あいサポート運動

様々な障がいの特性を理解し、障がいのある方に温かく接するとともに、ちょっとした手助けを行うことにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていこうとする運動のこと。平成21年に鳥取県で始まった運動で、研修を開催し、運動を実践する「あいサポーター」の増加をめざす。

---

## 第4節 市民に寄り添う自立支援と社会保障

### レセプト

医療機関や薬局が保険者に請求を行うための診療報酬明細書のこと。診療報酬は、保険医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬で、個々の技術、サービスが点数化されている。

---

## 第5節 地域医療体制の充実

### 第一次救急医療

入院を必要としない軽症の救急患者に対応する救急医療体制のこと。

### 第二次救急医療

入院や手術を必要とする重症の救急患者に対応する救急医療体制のこと。

## 第6節 生涯を通じた健康づくりの推進

---

### 健康・体力づくりポイント制度

市民が楽しみながら主体的・積極的に健康・体力づくりに取り組める制度のこと。対象となる健康・体力づくり事業に参加して、スタンプを獲得し、景品と交換できる。

### 8024運動（はちまるに一よんうんどう）

80歳になっても自分の歯を24本以上保つことをめざして行う運動のこと。厚生労働省と日本歯科医師会が推進する「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」とする『8020運動』に加え、吉川市では、平成25年4月1日施行の吉川市歯科口腔保健の推進に関する条例に基づき、『8024運動』を行っている。

### 特定健診

40歳から74歳までの方を対象に、医療保険者が糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査を行うこと。

## 第7節 スポーツでつながるまちづくり

---

### 総合型地域スポーツクラブ

地域の人々が自主的・主体的に運営し、幅広い世代の人々が各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供するスポーツクラブのこと。

## 第3章 安心と賑わいのまちづくり（生活・産業部門）

---

### 第1節 みんなで備える防災・減災の推進

---

#### 減災プロジェクト

災害時における被害を最小限にとどめるため、「自助・共助・公助」をテーマとして、災害時における避難行動の理解促進や減災意識と地域コミュニティによる減災力の向上などを図ることを目的に実施する総合的かつ実践的な訓練のこと。

#### 河川防災ステーション

国が設置する水防資機材の備蓄場所で、江戸川等の水害時の水防活動や災害時の復旧活動の拠点として活用する施設のこと。

#### 減災リーダー

市が主催した減災リーダー認定講習会を修了した方で、減災に関する自主的な行動力を高めるための知識や技術を普及できる指導者として市が認定した方のこと。

## 減災マップ

大きな地震や大雨時による河川のはん濫など、地域の災害の危険性を示したハザードマップと防災・減災に関わる情報をまとめた小冊子のこと。

## 第2節 みんなで守る防犯と交通安全の推進

---

### わがまち防犯隊連絡会

自主的な防犯活動を行う団体で構成された組織のこと。地域が一体となった防犯活動の充実を目的としており、防犯パトロールや子どもの見守り活動などを行う地域防犯推進委員、自治会、PTA、長寿会、子供会、地域有志による団体など、多種多様な団体により構成されている。

### 子ども110番の家

子どもの身を守るために、危険に遭遇したときの避難場所として協力いただいている地域の一般事業所や家庭。

## 第3節 安心して暮らせる消防・救急体制の強化

---

### 消防団機械器具置場

消防団の活動拠点として、消防ポンプ自動車や消火活動に必要な資機材などが保管されている施設のこと。

### 消防水利

消火活動に使用する消火栓や防火水槽、プール、河川、池等で消防法の基準を満たした水の供給施設のこと。

### 救急告示病院

事故その他の理由による傷病者のうち、救急隊が緊急に搬送する必要があるものについて、収容と治療を行う医療機関のこと。

### 特殊災害

核（Nuclear）、生物（Biological）、化学（Chemical）、放射性物質（Radiological）、爆発物（Explosive）など、通常とは異なる有毒な特殊物質によって発生した事故やテロなどの災害のこと。

## 第4節 消費者の安全・安心の確保

---

### 消費者団体

吉川市においては、消費者の安全と持続可能な社会の形成に貢献できる消費行動につながるための活動に努める団体のこと。

### 特殊詐欺

犯人が電話やハガキ（封書）等で親族や公共機関の職員等を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、「医療費や税金などの還付金が受け取れる」などと言って銀行のATMを操作させ、犯人の口座に送金させたりする犯罪のこと。（現金等を脅し取る恐喝や隙を見てキャッシュカード等をすり替えて盗み取る詐欺盗（窃盗）を含む。）。

### 消費者安全確保地域協議会（吉川市要援護者見守りネットワーク）

消費者の安全を確保するため、消費者被害の早期発見・早期解決、その後の見守り体制の強化を図ることを目的として設置された協議会のこと。

### くらしの会

消費生活の向上のため、市内で活動する消費者団体のこと。消費生活に関わる学習会や啓発などを行う。

## 第5節 魅力ある農業の振興

---

### ほ場

農作物を栽培するための農地のこと。例えば水田や畑、樹園地などを指す。

### 6次産業化

1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

### 農福連携

障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

### 地産地消

地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取組のこと。

## 人・農地プラン

農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確化し、市町村により公表するもの。

## 農地の多面的機能

農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面に渡る機能のこと。例えば、洪水や土壌侵食防止、自然環境保全、良好な景観の形成、伝統文化の保存などがある。

## 土地改良区

地域内の農業用の用排水路の維持や管理などの土地改良事業とこれに附帯する事業を行うことを目的とした法人のこと。事業施行地域内の組合員によって組織されている。

## 埼玉型ほ場整備事業

県営事業として、水路や道路などを低コストで整備し、換地を実施しない農地の集積や区画拡大を行う簡易的なほ場整備のこと。

## 農用地利用権設定

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業（農用地利用集積計画）を利用した農地の貸し借りの制度のこと。農用地利用集積計画は、農地の貸し手と借り手の貸借等を集団的に行うため、個々の権利移動を1つの計画にまとめた市の計画で、この制度により設定された賃借権は、農地法の法定更新の規定を適用しないため、期間満了により貸していた農地は自動的に貸し手に返還される。

## 第6節 賑わいある商業の振興

---

### 制度融資

自治体・金融機関・信用保証協会が連携する融資制度のこと。自治体が民間金融機関に資金を預託し、金融機関は、さらに資金を加え、信用保証協会の保証を付保したうえで企業に対し運転資金や設備資金について貸し出しを行う制度。相対的に金利が低く、原則として連帯保証人が不要となる。

### ふるさと納税制度

故郷や応援したい自治体などに行う寄附のこと。寄附を受けた多くの自治体では、寄附のお礼の品として、寄附者に対し寄附金額の3割以下の名産品などを届けることで、地域産業を全国に知ってもらう機会として活用している。また、寄附者は、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される。

## 商業団体

小規模事業者等が集団形態をとり、共同事業等の事業活動を行う団体のこと。

## 吉川大吉ブランド（よしかわだいきちブランド）

「手土産にしたくなる吉川の逸品」をコンセプトに、吉川らしさや、市内で生産された原材料の使用や加工された特産品を市が認定したもの。

## 第7節 活力ある工業の振興

---

### 工業事業者数

一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造または加工を行っている事業者の数のこと。

## 第8節 誰もが働きやすい環境づくり

---

### 「多様な働き方実践企業」認定制度

仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践し、働き続けられる職場づくりをしている企業等を埼玉県が認定する制度のこと。

## 第4章 快適で持続可能なまちづくり（都市・環境部門）

---

### 第1節 環境にやさしいまちづくり

---

#### SDGs（エスディーゼーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称のこと。2030年を期限として、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現をめざし、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むものとして、包括的な17のゴール（目標）と169のターゲット、232のインディケータ（指標）が設定されている。

#### 「ゼロカーボンシティ」共同宣言

「2050年に温室効果ガスの排出量または二酸化炭素を実質ゼロにすることを指す旨を公表した自治体」をゼロカーボンシティとしている。2021年4月26日に埼玉県東南部地域5市1町（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）の首長により、圏域内の住民や事業者等と協働し、将来にわたり持続可能な脱炭素社会の構築に向けて、「2050年に二酸化炭素排出実質ゼロを目指すこと」を共同で宣言した。

## 再生可能エネルギー

非化石エネルギー源のうち、永続的に利用できるエネルギーの総称のこと。具体的には太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、波力、温度差などを指す。

## 3R（スリーアール）

物を大切に使い、ごみを減らすこと（Reduce リデュース）、使える物は、繰り返し使うこと（Reuse リユース）、ごみを資源として再び利用すること（Recycle リサイクル）の3つのR（アール）のこと。

## 吉川市環境配慮率先実行計画における温室効果ガス総排出量

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定される「地方公共団体実行計画（吉川市環境配慮率先実行計画）」において、国の算定方法を用いて計算される吉川市の公共施設や設備などで排出される温室効果ガスの排出量のこと。電気使用量、燃料使用量などから算出される。

## 第2節 健全な水環境の保全

---

### 合併処理浄化槽

し尿だけでなく、台所や風呂場等からの生活雑排水を含め、すべての生活排水を処理する浄化槽のこと。

### 農業集落排水施設

農村地域の環境向上、河川・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭から出た汚水を処理場に集めて、浄化し河川や農業用水等に戻す施設のこと。

### 木売落し

旭地区を中心とする農業用排水と吉川駅北口周辺地区などの雨水が流れ込む排水路のこと。排水ポンプ場を介して中川に排水される。この節では、主に吉川地区内の雨水排水路部分を指す。

### 管渠

一般的に給排水施設などの水路の総称のこと。この節では、下水を収集し、排除するための施設のことを指す。

### 単独処理浄化槽

し尿のみを処理する浄化槽のこと。単独処理浄化槽を使用している方は、すべての生活排水を処理する合併処理浄化槽の設置に努めることとされている。

### 汲み取り便槽

便器下に設置された便槽にし尿を溜め、定期的に汲み取る形式の便所のこと。

## 浄化槽法第11条検査受検率

浄化槽管理者に年1回受検が義務づけられている定期検査の受検率のこと。保守点検など維持管理が適正に行われ、浄化槽の正常な機能が発揮されているかを確認する。

## 第3節 調和のとれた都市づくりの推進

---

### 都市計画マスタープラン

市の基本構想や県の方針に則し、都市の将来像とその実現方策を総合的・体系的に示す都市づくりに関する基本的な計画のこと。令和4年からの概ね20年間を計画期間としている。

### 区域区分

都市計画法に基づき、良好な都市環境を作るという観点から、市街化区域と市街化調整区域に分けること。市街化区域とは、すでに市街地を形成しているところと概ね10年以内に優先的に市街化を進めるべきところで、市街化調整区域は、市街化を抑制すべきところを指す。

### 用途地域

都市計画法に基づき、住居地、商業地、工業地など市街地の大枠としての土地利用を定めること。13種類に区分され、用途地域が指定されるとそれぞれの目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

### 地区計画

良好な市街地環境を形成・保全することを目的とした、都市計画法に基づくまちづくりの手法の1つ。住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の公共施設の配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じて定めることができる。

### 土地区画整理事業

家屋が密集した市街地や無秩序に市街化しつつある地域、または新たに市街化しようとする地域について、一体的に道路や公園、下水道などの公共施設の整備改善を行うと同時に土地の区画形質を整え、利用増進を図る事業のこと。吉川市では、現在、吉川美南駅東口周辺地区において、土地区画整理事業を行っている。

### 簡易除却

違反広告物がはり紙、はり札、立看板などの簡易な広告物の場合、一定の要件を満たせば、取り除くことができる制度のこと。

## セーフティネット住宅

低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として県等に登録された民間賃貸住宅のこと。

## 使用収益開始

土地区画整理事業において、宅地などが完成し使用できるようになること。

---

## 第4節 安らぎとうるおいのあるみどりと公園の整備

---

### 街区公園

街区内に居住する方が容易に利用することができるように配置し、面積 0.25 ヘクタールを標準として定める公園のこと。吉川市においては、なまずの里公園やほのぼの公園などが挙げられる。

---

## 第5節 暮らしを支える上水道の充実

---

### 水道フェスティバル

吉川市水道事業のことや災害時の備え等について学べる体験型のイベントのこと。

### 深井戸

吉川市所有の自己水源である井戸のこと。4本の深井戸（うち1本は予備水源）で地下水を取水し、浄水処理した後、県水と混合している。

---

## 第6節 災害に強い都市の整備

---

### 雨水流出抑制施設

雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりして、下水道や河川への雨水流出量を抑制するもの。一時的に雨水を貯留する調整池や、住宅地などに降った雨水を地面に浸透させる浸透ますなどがある。

---

## 第8節 持続可能な公共交通の充実

---

### 高速鉄道東京8号線

東京地下鉄有楽町線として、和光市駅（埼玉県）から新木場駅（東京都）までを結ぶ鉄道路線のこと。路線内の豊洲駅（東京都）から埼玉県内を通過し、千葉県野田市に至るルートでの路線の延伸について、東京8号線沿線市町とともに早期事業化に向けて、要望活動等を実施している。

## モビリティサービス

乗り物での移動や運搬を行う際のサービスのこと。近年では「新たなモビリティサービス」と呼ばれるカーシェアやシェアサイクルのほか、ICTの活用や自動運転などの導入も注目されている。

# 第5章 パートナーシップによるまちづくり（パートナーシップ部門）

## 第1節 平和で互いを認め合う人権尊重の社会づくり

### 性自認や性的指向

性自認（Gender Identity）は、自らの性をどのように認識するかを示し、性的指向（Sexual Orientation）はどのような性に恋愛感情などの関心が向くかを示すこと。この2つの言葉の頭文字をつなげた「SOGI」という表現があり、「LGBTQ」などの性的少数者などの特定の性自認や性的指向の方を対象とする表現ではない。

### ハイトスピーチ

特定の国の出身者であることまたはその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

### 同和問題（部落差別）

日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、日常生活の上で様々な差別を受けるなどの日本固有の重大な人権問題のこと。

### ジェンダー

生まれつきの生物学的性別（sex）に対し、社会的・文化的に形成された性別のこと。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」という。

## 第2節 コミュニティ活動と市民参画・協働の推進

### 市民シンクタンク事業

市民が市民シンクタンク研究員として登録し、地域課題を提起し、調査研究を行い、解決を図るための政策を市に提言する制度のこと。

### みらいステップアップ事業

不特定多数の者の利益、その他公共の利益のための活動をしている市民活動団体に対し、活動資金を助成する制度のこと。

## 自治連合会

自治会等の独自性を尊重しつつ相互の融和を図り、市と自治会等の協働によるまちづくりを推進することで、市民の福祉増進に寄与することを目的として、自治会、町会及び町内会をもって構成された組織のこと。

## 市民活動サポートセンター

市民交流センターおあしす内に設置された市民活動に関する情報収集や発信を行う支援窓口のこと。サークル活動・NPO・ボランティア活動など、公益的な市民活動を行っている団体をはじめ、これから市民活動を始めたい方や市民活動に興味のある方を応援していくための場所。

## 第3節 市民と行政の情報共有

---

### ウェブアクセシビリティ

高齢者や障がい者を含め、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

## 第4節 人に優しいDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

---

### DX(ディーエックス)

「Digital Transformation(デジタル・トランスフォーメーション)」の略称で、情報技術の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させるという概念のこと。

### AI(エーアイ)

「Artificial Intelligence(アーティフィシャル インテリジェンス)」の略称で、学習、推論、判断等の人工的な知的機能の実現や人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

### RPA(アールピーエー)

「Robotic Process Automation(ロボティック プロセス オートメーション)」の略称で、人間がパソコンを使って行う機械的な作業を自動化する技術のこと。

### デジタルデバイド

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる方と利用できない方との間に生じる格差のこと。

## 自治体業務の標準化

地方公共団体の業務プロセスや情報システムの統一をめざすこと。地方公共団体が基本的な事務を処理するためのシステムは事務処理の大半が法令で定められているが、地方公共団体の利便性等から個別にカスタマイズを行っていることから、システムの共同利用、手続きの簡素化、迅速化、効率化等を推進するため、業務プロセス、情報システムの標準化に取り組むこととしている。

## 第6節 効果的・効率的な行政運営

---

### 行政評価制度

行政活動について、成果指標などを用いて有効性、効率性、必要性を評価する制度のこと。行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に生かす PDCA サイクルによって、継続的に政策の質的向上を図る。吉川市においては、施策評価、事務事業評価により評価を行っている。

### ISO9001（アイエスオーきゅうせんいち）

ISO（国際標準化機構）が定めた品質マネジメントシステムに関する国際規格のこと。品質マネジメントシステムを確立し、継続的に改善することで、顧客満足の向上をめざすもので、吉川市では、平成16年2月に認証を取得し、平成19年2月からは供給者適合宣言（自己宣言）により、システムを運用している。

## 第7節 持続可能な財政運営

---

### 市債残高

公共施設や道路の整備などのために借り入れた地方債の残高のこと。

### 償還計画

地方債などの借入金の返済計画のこと。

### 税外債権

市が徴収する介護保険料や後期高齢者医療保険料、保育料、学校給食費などの市税以外の債権のこと。

### 受益者負担

特定の者が公共サービスを利用して利益を受ける場合に、その受益の限度において費用負担を求めること。

### 実質公債費比率

地方自治体の実質的な借金の返済額が標準的な財政規模に占める割合を示すもの。

